

平成25年白老町議会議案説明会会議録

平成25年 2月27日(水曜日)

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 3時54分

○議事日程

1. 白老町議会定例会3月会議議案説明
-

○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会3月会議議案説明
-

○出席議員(14名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 氏家 裕治 君 | 2番 吉田 和子 君 |
| 3番 斎藤 征信 君 | 4番 大淵 紀夫 君 |
| 5番 松田 謙吾 君 | 7番 西田 ・子 君 |
| 8番 広地 紀彰 君 | 9番 吉谷 一孝 君 |
| 10番 小西 秀延 君 | 11番 山田 和子 君 |
| 12番 本間 広朗 君 | 13番 前田 博之 君 |
| 14番 及川 保 君 | 15番 山本 浩平 君 |
-

○欠席議員(1名)

- 6番 坂下 利明 君
-

○説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-----------|---------|
| 総務財政部長 | 岩城 達己 君 |
| 総務課長 | 本間 勝治 君 |
| 財政税務課長 | 安達 義孝 君 |
| 企画振興部長 | 大黒 克己 君 |
| 企画政策課長 | 高橋 裕明 君 |
| アイヌ施策推進室長 | 蝦名 勝徳 君 |
| 産業経済課長 | 小関 雄司 君 |
| 生活福祉部長 | 須田 健一 君 |
| 町民課長 | 南 光男 君 |
| 生活環境課長 | 竹田 敏雄 君 |
| 健康福祉課長 | 西 幹雄 君 |

都市整備部長	高 畠 章 君
建設課長	岩 崎 勉 君
港湾室長	赤 城 雅 也 君
上下水道課長	田 中 春 光 君
教育部長	辻 昌 秀 君
教育課長	五十嵐 省 蔵 君
子ども課長	坂 東 雄 志 君
消 防 長	前 田 登 志 和 君
病院事務長	長 澤 敏 博 君
病院事務次長	野 宮 淳 史 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	岡 村 幸 男 君
参 事	熊 倉 博 幸 君

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） これより定例会3月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前10時00分）

○議長（山本浩平君） 定例会3月会議に町長から提案のある議案は、各会計の補正予算8件、条例の制定・一部改正関係19件、新年度の各会計予算12件、合わせて39件であります。

順次議案の説明をいただきます。

日程第1、議案第1号 平成24年度白老町一般会計補正予算（第11号）の議案について説明をお願いいたします。

安達財政税務課長。

○財政税務課長（安達義孝君） それでは、議案第1号 平成24年度白老町一般会計補正予算（第11号）を説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億3,459万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ125億4,401万6,000円の補正でございます。

次に、3ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては省略させていただきます。

続いて7ページ、「第2表 繰越明許費」でございます。今回、国の経済対策によりまして、地域の元気臨時交付金を活用した事業でございます。詳細につきましては歳出の中で説明申し上げます。

次に、8ページをお開きください。「第3表 債務負担行為補正」でございます。1、追加、地方港湾白老港建設事業でございます。今回の国の補正で前倒し事業がされまして、ゼロ国債による予算でございます。限度額は1億1,000万円でございます。

2、変更部分では、漁業近代化資金利子補給が限度額と期間の変更をしております。期間が平成25年から31年までと変更し、限度額を81万5,000円としております。肉用牛肥育推進事業利子補給、これについては限度額の変更でございます。127万3,000円でございます。

3、廃止でございます。浄化槽水洗便所改造資金利子補給でございます。予算計上していましたが、資金貸付者がいなかったため廃止でございます。農業経営基盤強化資金利子補給、これも資金貸付者がいなかったために廃止でございます。

次に、9ページ、「第4表 地方債補正」でございます。一覧が載っておりますが、これも歳出のほうで説明申し上げたいと思います。

次に、歳入歳出事項別明細書でございますが、歳出の32、33ページから説明申し上げます。1款議会費、1項1目議会費、議会運営費50万円の不用額の整理でございます。財源は一般財源でございます。

2款1項1目一般管理費、(1)、共通通信運搬経費90万円、不用額整理でございます。財源

は一般財源でございます。(2)、職員管理事務経費 85 万 6,000 円の減でございます。不用額整理でございます。使用料及び賃借料 55 万 4,000 円は、東京事務所廃止に伴う職員の住宅の借り上げ部分を次年度に派遣するものを予定しておりましたが、廃止することによって減額されております。(3)、臨時職員経費 87 万 9,000 円の減額で不用額整理でございます。全額一般財源でございます。次に、34、35 ページをお開きください。(4)、職員研修経費 66 万 5,000 円の不用額整理でございます。全額一般財源でございます。(5)、情報化推進経費 51 万円の不用額整理でございます。財源は使用料 23 万 3,000 円、一般財源が 74 万 3,000 円の減でございます。(6)、秘書事務経費 100 万円の不用額整理でございます。町長交際費を 100 万円減額するものでございます。(7)、光ネットワーク管理経費 20 万円の不用額整理でございます。財源は財産貸付収入 20 万円でございます。(8)、難視聴対策施設維持管理経費 4 万円の不用額整理でございます。全額一般財源でございます。(9)、その他一般管理経費 20 万円の不用額整理でございます。全額一般財源でございます。

3 目職員厚生管理費、(1)、職員福利厚生経費 34 万 7,000 円の不用額整理で全額一般財源でございます。

次に、36、37 ページです。4 目広報広聴費、(1)、広報活動経費 87 万 3,000 円の不用額整理でございます。財源については、広告収入である諸収入 95 万 5,000 円の増、一般財源が 182 万 8,000 円の減でございます。

7 目財産管理費、町有林管理事業 28 万 6,000 円の不用額整理で、全額一般財源でございます。

8 目車両管理費、(1)、共用車等管理経費 20 万円の不用額整理で、全額一般財源です。

9 目企画調整費、(1)、移住定住促進事業 10 万円の不用額整理で、財源は一般財源でございます。

14 目自治振興費、(1)、町内会活動育成経費 94 万 7,000 円の減額で、不用額整理でございます。全額町内会連合会に補助金の確定によるものでございまして、財源は一般財源でございます。

16 目町営防犯灯管理費、(1)、町営防犯灯維持管理経費 3 万 6,000 円、不用額整理で全額一般財源でございます。

次に、38、39 ページ、2 項 1 目賦課徴収費、(1)、収納管理事務経費 62 万 4,000 円の不用額整理でございます。財源は諸収入 15 万 2,000 円の減、一般財源 47 万 2,000 円の減でございます。

次に、3 項 1 目戸籍住民台帳費、(1)、戸籍住民基本台帳等事務経費 2 万円の不用額整理でございます。財源は使用料 23 万 3,000 円減、一般財源が 21 万 3,000 円の増でございます。

4 項 2 目胆振海区漁業調整委員会委員選挙費、(1)、胆振海区漁業調査委員会委員選挙経費、選挙が終わったため不用額整理 66 万 4,000 円でございます。財源は全額道支出金でございます。

次に、40、41 ページ、5 項 2 目指定統計費、(1)、指定統計調査経費 18 万 5,000 円の不用額整理でございます。財源は道支出金が 18 万 6,000 円の減、一般財団が 1,000 円の増でございます。

次に、42、43 ページ、3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、(1)、町民生活事務経費 7 万 5,000 円の減でございます。不用額整理で全額一般財源でございます。

2 目老人福祉費、(1)、老人福祉単独事業経費 15 万 4,000 円の減でございます。全額一般財源でございます。(2)、施設入所者措置費支弁経費 21 万円の不用額整理でございます。財源は分担金が 69 万 2,000 円の増、一般財源が 90 万 2,000 円の減となります。(3)、地域包括支援センター運営経費 44 万 4,000 円の不用額整理で、諸収入 96 万 5,000 円の増、一般財源 104 万 9,000 円の増でございます。次に、(4)、後期高齢者医療事業特別会計繰出金 17 万 1,000 円の不用額整理でございますが、24 年度広域連合への負担金の確定による減額でございます。財源は全額一般財源でございます。次に、44、45 ページをお開きください。(5)、介護保険事業特別会計繰出金 284 万 9,000 円の不用額整理でございます。繰出金の内容でございますが、介護保険給付費等が減少したことよっての減額及び事務費は臨時職員共済等の減少でございます。地域支援事業については通所型介護予防委託費の減額。地域支援事業については、後見人の報酬、配食サービス等の減額による減でございます。次に、(6)、高齢者生活支援システム事業経費 21 万 6,000 円の不用額整理で、全額一般財源でございます。次に、(7)、高齢者元気交流活動拠点整備事業 99 万 9,000 円の増額補正であります。これについては、高齢者に対しての介護予防の取り組みとしてインターネット回線を利用した高齢者のゲームを行い、老人の健康増進を図る目的の事業でございます。今回、道からの最終募集に追加で申し込みいたしまして助成が決定しました。内容につきましては、パソコン、テレビゲームのゲームを購入して、これを利用して高齢者の方々に利用していただくという事業でございます。全額道費補助でございます。99 万 8,000 円が道費補助、一般財源は 1,000 円でございます。

次に、3 目身体障害者福祉費、(1)、障害者自立支援金給付経費 1,407 万 4,000 円の減でございます。これについては、扶助費、介護給付費、施設訓練費等の実績見合いから減額をするものでございます。財源は国庫負担金 703 万 9,000 円の減、道負担金 352 万 1,000 円の減、一般財源 351 万 4,000 円の減でございます。(2)、重度心身障害者医療費給付費 717 万 4,000 円の減でございます。これは重度心身障害者の方々の医療扶助費の実績見合いにより減額するものであります。財源は道負担金 42 万 5,000 円の減、諸収入 639 万 9,000 円の減、一般財源 35 万円の減でございます。

6 目総合福祉センター管理運営費、(1)、総合福祉センター管理運営費 45 万 8,000 円の増額補正でございます。今回の燃料費の高騰よっての増額補正でございます。財源については一部 6 月にカラオケ設備を入れた精算分の繰入金 7 万 3,000 円の減と一般財源が 53 万 1,000 円増額になります。

7 目福祉館費、(1)、福祉館管理運営経費 3,000 円の不用額整理で、全額一般財源でございます。46、47 ページです。(2)、北吉原ふれあいプラザ管理運営経費 1,000 円の減額で、不用額整理で一般財源でございます。

8 目アイヌ施策推進費、(1)、アイヌ施策推進事務経費 8,000 円の不用額整理で全額一般財源でございます。(2)、アイヌ文化を学ぶふるさと学習事業 3 万円の不用額整理で全額一般財

源でございます。(3)、民族共生象徴空間整備促進事業 20 万円の減額補正でございます。一般財源が全額 20 万円となっております。

2 項 2 目児童措置費、(1)、児童手当給付事務経費 269 万 8,000 円の減額補正でございます。これについては子ども手当を児童手当に変更したことによるシステム構築業務委託料の入札差金でございます。財源は全額道費補助 269 万 8,000 円でございます。

3 目ひとり親家庭等福祉費、(1)、ひとり親家庭等医療費給付費 415 万円の減額でございます。これもひとり親の医療費の実績見合いによる減額でございます。財源は道費補助 169 万円の減、諸収入 75 万 7,000 円の減、一般財源 170 万 3,000 円の減でございます。

次に、48、49 ページ、4 目児童福祉施設費、(1)、町立保育園運営経費 147 万円の減でございます。これについては臨時職員の減によるものでございます。財源は分担金 209 万 1,000 円の減、諸収入 55 万 6,000 円の減、一般財源が 177 万 7,000 円の増となります。(2)、緑丘保育園運営費等経費 44 万 8,000 円の増額補正でございます。これは緑丘保育園に入所する園児、2 月にゼロ歳児 1 名、3 月に 1 歳児 3 名が入所することに伴う増額でございます。財源は国庫負担金 84 万 8,000 円、道費補助 42 万 3,000 円、一般財源が 82 万 8,000 円の減となります。(3)、白老小鳩保育園運営等経費 14 万 7,000 円の増額でございます。これも小鳩保育園に入所する園児が 2 月に 0 歳児 1 名が入所することに伴うものでございます。分担金が 280 万 9,000 円の増、一般財源が 266 万 2,000 円の減となります。(4)、保育所広域入所経費 16 万 2,000 円の増でございます。苫小牧から白老町に転入された子供さんがそのまま苫小牧の保育園に入所をするということに伴いましての増額補正で、財源は分担金 11 万 4,000 円、一般財源が 4 万 8,000 円の増でございます。

4 款環境衛生費、1 項 1 目地域保健費、(1)、地域保健医療推進経費 43 万 1,000 円の増でございます。50、51 ページをお開きください。ここで 19 節負担金、補助及び交付金で、負担金、二次救急医療運営費の 50 万円の増額補正でございますが、これについては東胆振二次救急医療が今まで王子病院、市立病院で行ってまいりましたが、このたび王子病院の脳外科医師が不足したことによって、緊急対策として苫小牧市内の日翔病院、苫小牧東部脳神経外科の協力を得ることによって、5 町で負担している負担金が緊急対策として増額されることになりました。それによつての増額でございます。(2)、検診管理事業経費 102 万円の減でございます。各種検診関係の不用額整理でございます。23 節償還金、利子及び割引料で 295 万 5,000 円は 23 年度に行った各種検診の精算分として、国庫支出金として返還いたします。財源は道費補助 92 万 4,000 円の減、一般財源が 9 万 6,000 円の減となっております。(3)、国民健康保険事業特別会計繰出金 658 万 6,000 円の減でございます。この内容につきましては繰出金、保険者支援分が 38 万 6,000 円、保険税の軽減分として 154 万 6,000 円と、高医療に従来から選定されていまして、22 年度から対策も行っていました。高利用対策の本年度対象となっていたものが対象となくなつたことで 465 万 5,000 円が減額されまして、総額では 658 万 6,000 円の減となっております。財源については国庫補助金 174 万 5,000 円の減、道負担金 280 万 8,000 円の減、一般財源 203 万 3,000 円の減となっております。(4)、母子保健事業経費 171 万 8,000 円

の減額補正でございます。これについては臨時看護師の減及び臨時職員の共済等の減に伴うもの、その他不用額の整理でございます。財源は道補助 16 万 5,000 円の減、一般財源が 155 万 3,000 円の減となっております。次に、52、53 ページでございます。(5)、後期高齢者特定健康診査事業経費 84 万円の減額でございます。内容につきましては、健康診査が当初 700 名を見ていましたが、実績が 550 人になりまして、150 人分の減額によるものでございます。財源は諸収入が全額 84 万円となっております。

2 目健康づくり費、(1)、健康づくり事務経費 1 万円、これは不用額整理で全額一般財源でございます。

3 目予防費、(1)、予防接種事業経費 69 万 5,000 円の不用額整理でございます。財源は一般財源でございます。(2)、後期高齢者予防接種事業経費 61 万円の減額補正でございます。予防接種の実績が確定したことに伴います減額でございます。財源は全額一般財源でございます。

(3)、子宮頸がん予防接種助成事業経費 135 万円の減額補正でございます。この経費の実績が確定したことよっての減額で、財源が道費補助 67 万 5,000 円、一般財源が 67 万 5,000 円の減でございます。

次に、54、55 ページ。2 項 1 目環境衛生費、(1)、環境行政推進経費 17 万 8,000 円の不用額整理で、全額一般財源でございます。(2)、有害昆虫・鳥獣駆除対策経費 10 万円の不用額整理で、全額一般財源でございます。(3)、生活衛生対策経費 4 万円の減で、不用額整理で全額一般財源でございます。(4)、愛がん動物管理対策経費 12 万 1,000 円の減額で、不用額整理でございます。全額一般財源でございます。(5)、環境美化対策経費 71 万 2,000 円の不用額整理で、全額一般財源でございます。次に、56、57 ページ、(6)、環境保全促進助成事業 10 万円の不用額整理でございます。財源は諸収入が 10 万円全額となっております。

2 目公害対策費、(1)、公害対策経費 18 万 4,000 円の不用額整理で、全額一般財源でございます。

3 目火葬場費、(1)、白老葬園管理経費 4 万円、不用額整理で、全額一般財源でございます。

4 目墓園費、(1)、白老霊園及び町有墓地管理経費 3 万 6,000 円の不用額で、全額一般財源でございます。

次に 58、59 ページ、3 項 1 目清掃総務費、(1)、清掃行政事務経費 2 万 5,000 円の不用額整理で、全額一般財源でございます。

2 目塵芥処理費、(1)、環境衛生センター運営経費 4 万 5,000 円の不用額整理で、全額一般財源でございます。(2)、一般廃棄物広域処理経費 30 万円の不用額整理でございます。全額一般財源でございます。(3)、バイオマス燃料化施設管理運営経費、これは財源振りかえでありますが、ここについては歳入のほうで説明申し上げます。

4 項 1 目病院事業費、国民健康保険病院事業会計繰出金等 3,700 万円の増額補正でございます。これにつきましては、繰出金でございます。病院の経営健全化に向けた不良債務解消分としてこのたび追加繰り出しを行うものでございます。財源は一般財源でございます。

60、61 ページ、6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費、(1)、北海道青年就農給付金事業

150万円の減額でございます。これにつきましては当初1人150万円、2名の収納給付金等を見込んでおりましたが、決定者が9月以降になったため半額の75万円の2人分ということで150万円の減額になりました。財源は全額道費補助150万円の減額でございます。

4目畜産業費、(1)、公共牧場管理経費56万7,000円の不用額整理でございます。財源は使用料の56万8,000円の減、一般財源が2万円の減でございます。(2)、畜産振興推進事業2万1,000円の不用額整理でございます。これは、利子補給事業と肥育改良推進事業の補助金の確定によるものでございます。財源は一般財源でございます。

2項1目林業振興費、(1)、林業行政事務経費22万1,000円の不用額整理で、全額一般財源でございます。(2)、私有林対策事業166万7,000円の減額でございます。これは私有林対策補助金が実績当初30ヘクタール見込んでいたところが28.35ヘクタールと、実績に伴っての減額でございます。財源は道補助102万7,000円の減、一般財源が64万円の減となっております。

続いて62、63ページ、3項1目水産振興費、(1)、水産経営安定化推進経費22万5,000円の減額で、不用額整理でございます。財源は一般財源でございます。(2)、栽培資源管理型漁業推進事業6万7,000円、これも負担金補助金の額の確定に伴うものでございます。財源は繰入金の水産振興基金の繰入金17万5,000円の減、一般財源が10万8,000円の増となっております。

次に、7款商工費、1項1目商工振興費、(1)、食材王国しらおいブランド強化事業20万円の不用額整理で、全額一般財源でございます。

次に、64、65ページ、2項1目観光対策費、(1)、戦略的観光振興推進事業32万円の減でございます。不用額整理でございます。これについては北海道市町村振興協会からの諸収入として32万円の財源が減となっております。(2)、白老町観光大使任命PR事業30万円の不用額整理でございます。これは全額一般財源でございます。

次に、8款土木費、2項1目道路維持費、(1)、道路施設維持補修経費90万6,000円の増額補正でございます。これは街路灯の電気代が上がっているための増額補正でございます。財源は一般財源でございます。(2)、町道補修事業74万1,000円の減額でございます。竹浦飛生線補修工事から萩野12間補修工事の入札差金の減額でございます。財源は起債が70万円の減、一般財源が4万1,000円の減でございます。(3)、道路排水処理事業4万5,000円の不用額整理でございます。これは石山・北吉原道路排水処理工事に伴う入札差金の減額で、財源は一般財源でございます。

次に、2目道路新設改良費、(1)、町道整備単独事業33万6,000円の減でございます。これは実績業務委託料の入札差金に伴うものでございます。起債が30万円の減、一般財源が3万6,000円の減となります。

次に、66、67ページでございます。3目橋梁維持費、(1)、橋梁長寿命化修繕計画策定事業3万2,000円の減。これは入札差金によるものでございます。財源が国庫補助1万6,000円の減、一般財源が1万6,000円の減となります。

3項2目排水対策費、(1)、北吉原バーデン団地排水施設整備事業29万2,000円の減額でござ

ございます。これも入札差金に伴うものでございます。財源は起債が 30 万円の減、一般財源が 8,000 円の増となります。(2)、クッタリウス川災害対策事業 14 万 2,000 円、これも入札差金に伴うものでございます。財源が起債 20 万円の減、一般財源が 5 万 8,000 円の増となります。

次に、4 項 1 目港湾管理費、(1)、港湾施設管理費 50 万円の増でございます。これは港湾区域内の除雪分を 1 回分計上いたしました。これは財源、使用料の 50 万円でございます。(2)、港湾関連施設用地分譲事業経費 20 万 6,000 円の減でございます。これは町有地売払測量委託料の確定に伴う減額で、財源は一般財源でございます。

次に、2 目港湾建設費、(1)、港湾機能施設整備事業特別会計繰出金 430 万円の増でございます。この繰出金については、土地貸付使用料等増加しておりますが、上屋使用料の減額に伴いまして、その差額分を一般会計から繰り出すものでございます。全額一般財源でございます。次に、68、69 ページ。(2)、港湾建設事業 3,258 万 2,000 円の減額補正でございます。これについては負担金、白老港建設事業の確定によるものでございます。起債が 2,930 万円の減、一般財源が 328 万 2,000 円の減となります。

次に、5 項 1 目都市計画総務費、(1)、都市計画策定等事務経費は財源振りかえをしております。

2 目公共下水道費、(1)、公共下水道事業特別会計繰出金 1,612 万 9,000 円の減額補正でございます。これについては、公共下水道事業の事業費生産見込みによりまして繰出金を精査した結果の減でございます。財源は全額一般財源でございます。

3 目公園費、(1)、公園施設里親事業経費 12 万 8,000 円、これも不用額整理でございます。財源は繰入金 12 万 8,000 円の減となっております。(2)、白老駅北広場維持管理経費 22 万 3,000 円の減、不用額整理で一般財源が全額となっております。次に、70、71 ページでございます。(3)、公園施設長寿命計画策定事業 169 万 2,000 円の減額補正でございます。これも入札差金に伴うものでございます。財源は国庫補助金 84 万 6,000 円の減、繰入金 84 万 6,000 円の減となっております。

6 項 2 目住宅管理費、(1)、町有住宅維持管理経費 60 万円の減額でございます。これは不用額整理でございます。財源は使用料 60 万円の減です。(2)、町営住宅改修事業 70 万 7,000 円でございます。このうち工事請負費、竹っこ団地換気設備改修工事については設計変更及び入札差金で 157 万 1,000 円の減。虎杖浜団地室内窓改修工事は入札差金の 20 万円。今回、国の経済対策事業として執り行う美園団地外壁改修工事、美園団地の T 4、T 5 棟の 2 棟 8 戸の外壁を改修する事業でございます。これについては、財源は社会資本整備総合交付金が 105 万 9,000 円、地域経済活性化雇用創出臨時交付金 103 万 6,000 円、元気づくり臨時交付金といわれるものでございます。地方債が 30 万円、一般財源が 8 万 3,000 円となる事業でございます。

次に、9 款消防費、1 項 4 目災害対策費、(1)、災害対策経費、これについては財源振りかえでございます。(2)、白老町防災対策推進事業 65 万 2,000 円の減でございます。これについては白老町地域防災マップ作成業務委託料の入札差金でございます。財源は道費補助 20 万円の減、一般財源 45 万 2,000 円の減でございます。

次に、72、73 ページ。10 款 1 項 1 目教育委員会費、(1)、教育委員会経費 6 万円、不用額の整理でございます。財源は一般財源でございます。

3 目財産管理費、(1)、教職員住宅管理経費 10 万円の減額で、不用額整理で財源は一般財源でございます。

5 目諸費、(1)、私立高等学校教育補助金 4 万 8,000 円の減でございます。これは北海道栄高校に対する補助金、算出根拠上、生徒数の見合いで算出しているものが確定したことによつての減額でございます。財源は全額一般財源でございます。(2)、特別支援教育支援員配置事業 21 万 5,000 円の不用額整理でございます。全額一般財源でございます。(3)、学校支援地域本部事業 34 万 3,000 円の減額でございます。これも不用額整理でございます。財源が国庫補助 11 万 1,000 円の減、道補助 11 万 1,000 円の減、一般財源 12 万 1,000 円の減となっております。次に、74、75 ページの(4)、学力向上サポート事業 40 万円の減でございます。不用額整理でございます。財源は教育振興基金の繰入金の減額でございます。次に、(5)、フッ化物洗口事業 11 万 4,000 円の減額。不用額整理で、一般財源でございます。(6)、地域塾開校事業 3 万 1,000 円の不用額整理でございます。財源は一般財源でございます。

2 項 1 目学校管理費、(1)、スクールバス運行経費 103 万 8,000 円の減額補正でございます。これについてはスクールバスの運行回数の減に伴う減額で、財源は一般財源でございます。次に、76、77 ページ、(2)、小学校施設管理経費 282 万 8,000 円の増額補正でございます。これについては燃料費の単価アップ、それから光熱水費のアップによって補正するものでございます。財源は一般財源でございます。次に、(3)、小学校耐震化対策事業、これも国の経済対策事業の一環として執り行うものでございます。3 億 2,088 万 2,000 円の増額補正でございます。

13 節委託料につきましては、設計監理等委託に伴うもので 1,077 万 7,000 円。それと工事請負費については 3 億 701 万 7,000 円でございます。これは萩野小学校の屋体を耐震化する事業でございます。これについては 25 年度に繰り越しを行う事業でございます。体育館を新築するところの施設の解体、それから、屋外の階段の改修等を行う事業でございます。事業は 25、26 年の 2 カ年事業となります。そのほか体育館整備に伴いまして備品を新たに購入、ステージ前のひな壇、それから、演台、パイプいす等を購入するもので 205 万 6,000 円でございます。

次に、3 項 2 目教育振興費、(1)、中学校遠距離通学支援経費 5 万円。不用額整理で、財源は一般財源でございます。

次に、4 項 1 目幼稚園費、(1)、幼稚園就園費補助金 20 万円の減額補正でございます。これは私立幼稚園に対する就学補助が確定したことによつての減額補正でございます。財源は一般財源でございます。

次に、78、79 ページ。5 項 1 目社会教育総務費、(1)、放課後児童対策事業経費 33 万 9,000 円の増額でございます。ここについては放課後の児童生徒の利用増加による賃金の増及び燃料費の増を見込み増額補正となっております。財源は全額道費補助 33 万 9,000 円でございます。

3 目図書館費、(1)、図書等購入経費については財源振りかえでございます。

6 項 1 目保健体育総務費、(1)、スポーツ団体支援事業経費 10 万 5,000 円の増額補正でござ

います。これについては第44回北海道アンサンブルコンクールに白老中学校の吹奏楽部が出場したことに伴う経費の増額でございます。財源は一般財源でございます。(2)、中学校運動部活動地域連携構築事業277万8,000円の減額であります。この事業については文科省の委託事業で補正した事業でございますが、当初407万7,000円の事業費を見込んでおりましたが、実際に確定した金額については129万9,000円でございます。これについては事業内容と文科省に協議した結果、最終的にこのような金額に決定したということでの減額でございます。財源は国庫補助277万8,000円の減となっております。

次に、80、81ページでございます。2目体育施設費、(1)、体育施設指定管理経費442万5,000円の増でございます。これについては指定管理している町民プールのボイラーの不具合によって、燃料費等も高騰している状況の中で燃料費が上がったということに伴っての委託料の増でございます。これは全額一般財源でございます。

次に、11款災害復旧費、1項1目公共土木施設災害復旧費、(1)、河川施設災害復旧事業44万1,000円の減でございます。これについては社台川、毛白老川の災害復旧事業が確定したことによっての減額補正でございます。地方債60万円の減、一般財源が15万9,000円の増でございます。

次に、12款公債費、1項1目元金、(1)、長期債元金償還費、これは財源振りかえでございます。

次に、82、83ページ。13款給与費、1項1目給与費、職員等人件費1,598万8,000円。これについては実績見込みを計上したものでございます。財源については記載のとおりとなっております。

次に、14款諸支出金、1項1目基金管理費、(1)、各種基金積立金でございますが、特定目的基金と積立利息の実績見合いによっての減額補正でございます。財源は財産収入59万円、寄附金8万円、一般財源1万円の増となっております。

これで歳出の説明を全部終わらせていただきまして歳入の説明でございますが、歳入では一般財源について説明を申し上げます。10、11ページにお戻りください。1款町税、1項1目個人でございます。1節現年課税分3,788万円の減でございます。これについては6月に賦課徴収が終わりまして、当初の段階で4,528万6,000円の歳入不足というご説明をしておりましたが、退職等の手当等増加もあり、当初よりも740万6,000円増加し、今回の減額補正の額になりました。

2節滞納繰越分274万1,000円の増。これにつきましては、当初徴収率8.9と見込んでおりましたが、実績見合いで11.90を計上することによっての増額であります。

次に、2目法人、1節現年課税分2,704万1,000円の増額補正でございます。これは決算見込みで計上しております。

次に、2項1目固定資産税、1節現年課税分3,398万2,000円の減でございます。これも住民税と同様に6月段階では3,646万円の歳入不足という説明を申し上げていましたが、償却資産等の未申告者が申告したことで247万8,000円増加したことによっての減額であります。

2 節滞納繰越分 149 万 3,000 円の減でございます。これは徴収率当初 6.5%を見込んでおりましたが、5.6%に引き下げた結果による減額でございます。

3 項 1 目軽自動車税、1 節現年課税分 28 万円の減額でございます。これについても決算見込みで計上しております。

次に、2 節滞納繰越分 12 万 5,000 円。これについても収納率を当初 10%見ていましたが、12%の収納率向上ということで増額補正しております。

次に、4 項 1 目町たばこ税、1 節現年課税分 596 万 4,000 円、これは当初予算の販売本数を見込んでおりましたが、販売本数の減少等から 594 万 4,000 円の見込みとして減額するものでございます。

次に、12、13 ページでございます。6 項 1 目入湯税、1 節現年課税分 43 万 4,000 円、これも実績見合いでの計上で増額補正させております。

次に、2 項滞納繰越分 8 万 2,000 円、これは 23 年度に 1 件、8 万 2,000 円が滞納繰越されましたが、今回 100%納められたことよっての増額でございます。

次に、6 款地方消費税交付金、1 項 1 目地方消費税交付金、1 節徴収税交付金 895 万円の減でございます。このたび国から通知で確定したものでございますが、これは消費税の約 1%が市町村に交付されるものでございまして、景気低迷の影響を受けた結果、減額のようにっております。

9 款国有提供施設等所在助成交付金、1 項 1 目国有提供施設等所在助成交付金でございます。216 万 8,000 円、これも国からの通知での確定でございます。これは自衛隊基地施設の固定資産税見合い分の収入でございます。

次に、10 款地方特例交付金、1 項 1 目地方特例交付金 467 万 1,000 円の減でございます。これについては自動車取得税に伴う減収補てん分を当初 400 万円と見ておりましたが、その分が入らなかったということでの減額でございます。

次に、14、15 ページの 14 款使用料及び手数料でございます。1 項 6 目土木使用料でございます。3 節港湾施設使用料 381 万 4,000 円の増。これは係留施設使用料等の増加 100 万円、船舶給水施設使用料の増加 10 万円、港湾施設用地使用料 256 万 1,000 円の増ということでの増額補正になっております。

次に、23 ページをお開きください。17 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入でございます。1 節土地建物貸付収入 818 万 5,000 円の増でございます。港湾関連施設用地の貸付収入が 460 万 7,000 円。それから、光ネット回線使用料、利用者増によつての増額 352 万 8,000 円でございます。

次に、25 ページです。2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、町有地の売払収入 2,882 万 2,000 円の減額補正でございます。これについては町有地の分譲を毎年行つておりましたが、本年度については 1 件 117 万 7,000 円の購入だけでしたので、今回 2,882 万円の減額補正となります。

次に、3 目生産物売払収入 770 万円の減額補正でございます。これについてはバイオマス固

形燃料売払収入、1月6日の火災に伴いまして当初見込んでいたバイオマスの固形燃料、当初7,000トンを見込んでいましたが、今後の見込みとして5,720トンの売り払い見込みで、減収分が1,280トン分。それに伴いまして770万円の減額をするものでございます。これは一般財源に先ほど説明申し上げましたが財源振りかえをしております。

次に、18節寄附金、1項1目寄附金9万円でございます。これは実は青色申告会様から3万円、真壁遥様から5万円の寄附金をいただいております。

次に、19節繰入金、1項12目財政調整基金繰入金でございます。7,010万8,000円の繰り入れでございます。

今回の補正で歳出の不用額の合計、一般財源で7,017万8,000円を確保しております。一般財源4,698万7,000円を増額したものに充当しまして、結果、差し引き2,319万1,000円が不用額として今回確保した財源でございます。今ご説明申し上げました一般財源では、歳入財源で9,329万9,000円が予算割れとなりまして今回補正をいたしますが、それからただいまの不用額の確定した2,319万1,000円を差し引きますと、ここで記載している7,010万8,000円、これが不足することによって財政調整基金を繰り入れるということになります。これを繰り入れた結果、財政調整基金の残額は1,001万4,000円に最終的になります。

以上、歳入歳出ご説明申し上げました。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいま議案第1号の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 細かいことですので簡潔な答弁で結構です。まず1つ目ですけれども、45ページの3款2目です。老人福祉費の（7）、高齢者元気活動拠点整備事業99万9,000円、これは道費負担がほとんどということで理解はしているのですけれども、この利用の実態についてもう少し詳しく教えてください。

それと67ページ、8款土木費、2目港湾建設費にある港湾機能整備施設整備事業特別会計繰出金430万円。これは上屋使用料の収入減に伴うということでありましたけれども、これは次年度以降、第3商港区の開港に伴っての利用の考え方が今後ともこういう形でなっていくのかどうかの見通しについて、現段階でもし把握していれば、それをお願いします。

あと77ページ、10款教育費です。工事請負費の萩野小学校の耐震化が行われるということで大変喜ばしいことだと思っておりますが、この増改築工事によって達成できている耐震化の実施率。実施率が出なければ、まだ未実施の学校名でも結構です。3点お願いします。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員に申し上げます。

今の内容については、本会議において質問してください。本会議の一般議案のときにお尋ねください。この場においては、今説明がございました中でどうしてもこの議案について理解ができなかったところを聞いていただいて、本会議のときのためにどうしてもここがわからなかったということでお尋ねしていただきたいというふうに思います。

○8番（広地紀彰君） わかりました。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 歳入の27ページ、財政調整基金の繰り入れの説明あったのですが、これは歳出の不用額増額補正等とありましたけど、これに対する主なものの内訳が資料でできているのかどうか。あれば参考配付をしていただきたいと思います。ということは、1点だけ聞いておきますけど、不用額の中で、財源不足で5%削減しました。これは町民サービスにかかわる部分だと思いますけれども、こういうものに対しては幾らの不用額があって、こういうものを落としましたと。そして、従前の不用額、それは幾らぐらいですと。そういう目安の部分の整理していただかないと、これだけ財政厳しい中で審議できないと思うのですが、そういうことの資料あるか、ないか。今忙しいから要求しても大変だと思いますので、わかる範疇と、今言った2点についてお聞きします。

○議長（山本浩平君） 安達財政税務課長。

○財政税務課長（安達義孝君） ただいまの質問ですけれども、前田議員言ったとおり、5%削減を本来、財源が厳しいということをお願いをしたのですが、その5%削減をかけた部分が幾らで、それ以外は幾らだという区分はなくて、全般的にこの5%を皆さんにお願いして、結果こういう不用額が出てきたということで、全く不用額の中に色をつけているということにはならないということで、全額5%という中の範囲に入っているということで理解していただきたいと思います。資料はつくっておりません。

○議長（山本浩平君） ほか、特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第2号 平成24年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議案について説明をお願いいたします。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第2号でございます。平成24年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ5,056万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,978万7,000円とする補正でございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。10ページをお開きくださ

い。歳出、1 款総務費、4 項 1 目医療費適正化特別対策事業費、(1)、保健指導推進経費 66 万 3,000 円の増額補正でございます。内容つきましては保健指導推進に係る保健師 3 名分の人件費で、職員手当等 39 万 2,000 円、共済費 27 万 1,000 円の増額補正でございます。実績見込みによる精算でございます。財源につきましては道支出金の増額でございます。

続きまして、2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費 900 万円の減額補正でございます。実績見込みによる精算でございます。財源につきましては国庫支出金の減額、前期高齢者交付金の増額、道支出金共同事業交付金の減額でございます。

次に、2 目退職被保険者等療養給付費 2,642 万 6,000 円の増額補正でございます。医療費の増による増額でございます。財源につきましては国庫支出金療養給付費等交付金の増額でございます。

続いて、2 項 1 目被保険者高額療養費 2,400 万円の減額補正でございます。実績見込みによる精算でございます。財源につきましては国庫支出金の減額、療養給付費等交付金の増額、道支出金共同事業交付金繰入金の減額でございます。

次のページをお開きください。2 目退職被保険者等高額療養費 600 万円の増額補正でございます。高額医療費の増による増額でございます。財源につきましては国庫支出金の増額でございます。

続いて、4 項 1 目出産育児一時金につきましては財源振りかえでございます。

続きまして、3 款後期高齢者支援金等、1 項 1 目後期高齢者支援金 16 万 5,000 円の増額補正でございます。支援金の概算支払い額が確定したことによる増額でございます。財源につきましては国庫支出金の増額でございます。

続きまして、14 ページをお開きください。7 款共同事業拠出金、1 項 3 目保険財政共同事業拠出金につきましては財源振りかえでございます。

続きまして、10 款公債費、1 項 1 目利子、一時借入金利子 61 万円の減額補正でございます。一般会計、特別会計からの基金運用をいただいたことにより、一時借入金を圧縮したことによる利子の減額でございます。

続きまして、11 款諸支出金、1 項 3 目償還金 4,604 万 4,000 円の増額補正でございます。内容は、過年度国民健康保険療養給付費等負担金の額が確定し超過額国庫負担金の返還でございます。財源につきましては国庫支出金の増額でございます。

16 ページをお開きください。2 項 1 目直営診療施設勘定繰出金、(1)、国民健康保険病院事業会計繰出金 487 万 2,000 円の計上でございます。内容につきましては救急患者受け入れ態勢支援事業及び医師等確保支援事業に対して特別調整交付金の助成を受けるものであります。国民健康保険担当を経由して申請するもので、町立病院会計に繰り出しするものでございます。財源につきましては国庫支出金を全額充当するものでございます。歳出は以上でございます。

次に、4 ページをお開きください。歳入でございます。2 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金 7,894 万 9,000 円の減額補正でございます。一般分療養給付費で当初計上を下回る実績見込みによる減額でございます。

次に、2目高額医療費共同事業負担金 250万 1,000円の減額補正でございます。実績見込みによる減額でございます。

続いて、2項1目財政調整交付金 6,513万 5,000円の増額補正でございます。国保会計の差額見合い分を計上しております。単年度の今年度の赤字額は約1億円を見込んでございます。

次に、2目出産育児一時金補助金 18万円の減額補正でございます。補助金が確定したことによる減額でございます。

続きまして、3款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金 5,132万 7,000円の増額補正でございます。退職医療に係る交付金で、現年度分で概算見込み 3,747万 3,000円の増額、過年度分の精算確定により 1,385万 4,000円の増額でございます。

6ページをお開きください。4款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金 8,445万 6,000円の増額補正でございます。交付金が確定したことによる増額でございます。

続きまして、5款道支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金 250万 1,000円の減額補正でございます。実績見込みによる減額でございます。

続いて、2項1目北海道国民健康保険調整交付金 503万 6,000円の減額補正でございます。調整交付金の交付見込みによる減額でございます。

続きまして、7款共同事業交付金、1項1目共同事業交付金 2,327万 5,000円の減額補正でございます。80万円を超える高額療養費に係る交付金が確定したことによる減額でございます。

次に、2目保険財政共同安定化事業交付金 3,132万 9,000円の減額補正でございます。30万円を超える高額療養費に係る交付金が確定したことによる減額でございます。

次のページをお開きください。9款繰入金、1項1目一般会計繰入金 658万 7,000円の減額補正でございます。内訳につきましては平成20年度国保基盤安定負担金として、保険者支援分 38万 6,000円、保険税軽減分 154万 6,000円、計 193万 2,000円の減額と、基準超過費用見込み額 465万 5,000円の減額で、658万 7,000円の減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

日程第3、議案第3号 平成24年度白老町後期高齢者医療事務特別会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第3号でございます。平成24年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,064万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,569万7,000円とする補正でございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。6ページをお開きください。歳出でございます。2款分担金及び負担金、1項1目広域連合分賦金、(1)、広域連合負担金1,064万円の減額補正でございます。後期高齢者医療保険料負担金は被保険者から徴収した保険料を広域連合に納付していますが、24年度は税率の改定を行っており、被保険者数の伸びを勘案して広域連合から保険料総額が算定されておりました。それをもとに当初予算計上しておりましたが、保険料の実績見込みによる精算で1,064万円の減額でございます。

次に、後期高齢者医療事務費負担金は本年度分の概算額確定による17万円の減額でございます。

4ページをお開きください。歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料、1項1目後期高齢者医療保険料1,046万9,000円の減額補正でございます。内訳は現年分で特別徴収保険料1,000万円、普通徴収保険料46万9,000円の減額で、実績見込みによる減額でございます。

続きまして、3款繰入金、1項1目一般会計繰入金17万1,000円の減額補正でございます。内容は本年度分の広域連合事務費負担金の概算額の確定による減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

日程第4、議案第4号 平成24年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） それでは、議案第4号 平成24年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は主に不用額等の整理であります。歳入歳出それぞれ4,663万1,000円を減額し、総額を32億8,714万5,000円とする補正でございます。

補正の内容につきましては歳出のほうからご説明いたします。事項別明細書10ページ、11ページをお開きください。まず、1款1項1目下水道総務費、説明欄の(1)、下水道業務一般事務経費の2節給料から4節共済費までについては1名分の人件費を水道事業会計からの支出に振りかえたことによる減額でございます。また、27節公課費は消費税確定申告に伴う減額でございます。(2)、水洗便所普及排水整備促進経費、水洗便所改造資金の貸付実績に伴う不用額の整理でございます。

次に、2目下水道維持管理費、(1)、管渠維持管理経費、入札差金及び管渠清掃実績等による執行残の整理でございます。(2)、管渠維持管理事業、入札差金による不用額の整理でござ

います。

次に、3目処理場管理費、(1)、処理場管理経費の11節需用費については施設内の修繕工事の入札差金の整理でございます。12節の役務と13節の委託料については汚泥処分場の実績減少に伴ってその見合い分を不用額の整理としてございます。15節工事請負費、さらに18節の備品購入費についてはそれぞれが入札差金の整理ということでございます。

次に、2項1目下水道施設費、(1)管渠及び処理場整備費(公共下水道)、さらには(2)管渠整備費(特定環境保全公共下水道)についてはそれぞれが入札差金等による執行残の整理でございます。

続いて、2款公債費でございます。1項2目利子、(1)、長期債利子支払費については前年度の下水道債の借り入れに係る元利実績の減少、さらには民間資金繰上償還の効果によるものでございます。15ページに移りまして、(2)、一時借入金の利子支払費については、決算見込みによる不用額の整理ということでございます。

続いて、歳入移ります。6ページ、7ページをお開きください。2款1項1目下水道使用料につきましても、さきに説明しました歳出見合いで不用額等の整理により減額調整するものでございます。

次に、3款国庫支出金につきましても事業費の確定に伴っての補助金の生産実績ということでございます。

次に、4款繰入金につきましても歳出の不用額等整理に伴って減額調整するものでございます。

8ページ、9ページになります。6款3項1目貸付金元金収入につきましても水洗便所改造資金の貸付実績に伴った元金の減額ということでございます。

5項1目消費税還付金につきましても確定申告に伴っての還付額ということでございます。

次に、7款1項1目下水道債については対象事業費の確定による減額を計上するものでございます。

続いて、4ページに戻っていただきたいと思えます。「第2表 債務負担行為補正」につきましても水洗便所改造資金の新規の貸付実績がなかったことにより、新たな利子補給が発生しないことによる変更ということでございます。

5ページ、「第3表 地方債補正」につきましても事業費確定に伴っての限度額の補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(山本浩平君) ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

日程第5、議案第5号 平成24年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算(第2号)

の議案について説明をお願いいたします。

赤城港湾室長。

○港湾室長（赤城雅也君） それでは、議案第5号 24年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては歳入歳出それぞれ528万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,560万6,000円とするものであります。

次に、3ページ、「第1表 歳入歳出補正予算」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、5ページをお開き願います。「第2表 地方債補正」でございます。490万円の減額でございますが、詳細につきましては事項別明細書の中でご説明いたしますのでここでの説明は省略させていただきます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願います。1款港湾機能施設運営費、1項1目港湾機能施設運営費38万1,000円の減額補正でございます。説明欄の11節需用費は、経費縮減により36万円の減額補正でございます。

13節委託費につきましては消防施設保安点検業務委託料で、入札差金による2万1,000円の減額でございます。

続きまして、2款港湾機能施設整備費、1項1目港湾機能施設整備費490万円の減額補正でございます。15節工事請負費、船舶給水施設整備工事の設計精査及び入札差金による減額でございます。

続きまして、3款公債費、1項1目元金は財源振りかえでございます。

以上が歳出の内容でございます。

次、6ページへお戻り願います。歳入でございます。1款使用料及び手数料、1項1目港湾使用料599万9,000円の減額でございます。これは上屋使用料で面積の30%の減によるものでございます。

次に、2款財産収入、1項1目財産貸付収入131万5,000円の増額でございます。これは土地を貸しつけた収入でございます。

次に、3款繰入金、1項1目他会計繰入金430万円の増額です。これは一般会計からの繰り入れでございます。

次に、4款諸収入、3項1目雑入3,000円の増額でございます。これは工事発注に伴う設計積算書のコピーの使用料でございます。

次に、5款町債、1項1目港湾整備事業費490万円の減額でございます。施設整備工事の減額によるものでございます。

簡単でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終わります。

日程第6、議案第6号 平成24年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の議案について説明をお願いいたします。

西健康福祉課長。

○健康福祉課長（西 幹雄君） 議案第6号 平成24年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は歳入歳出それぞれ1,357万2,000円を減額し、歳入歳出の総額は19億1,066万1,000円とするものでございます。

2ページ目の「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきまして、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明を申し上げます。

10ページをお開きください。1款総務費、1項1目一般管理費、介護保険運営経費50万7,000円の減額でございます。これにつきましては臨時事務員1名が年度途中で退職したことに伴う共済費、賃金の減と通信運搬費の不用額の整理でございます。

3項2目認定調査費、介護認定調査経費87万8,000円の減額です。これにつきましても認定調査員1名が年度途中で退職したことに伴う不用額の整理でございます。

2款保険給付費、1項1目介護給付費883万4,000円の増額補正でございます。これにつきましては1カ月当たり在宅利用者406人を見込んでおりましたが現在424人と増加しており、特に特定施設入居者が増加していることから増額するものでございます。

次に、12ページをお開きください。2目介護予防給付費823万9,000円の減額補正でございます。これにつきましては1カ月当たり利用者数を194人と見込んでございましたが、208人と認定者は増加したのですけれども、利用率が減少したことによるものでございます。

3目審査支払手数料2万8,000円の増額でございます。これは国保連合会における審査手数料で実績見合いによる増額でございます。

2項1目高額介護サービス費225万2,000円の減額で、これにつきましては当初と比較して対象者数の減少によるものでございます。

3項1目特定入所者介護サービス費636万2,000円の減額でございます。これにつきましては介護保険施設入所者の食事及び居住費の低所得者に対する減免でございますけれども、その対象者数の減少によるものでございます。

4項1目高額医療合算介護サービス費51万円の減額でございます。これは実績見合いによる減額でございます。

次に、14ページをお開きください。3款地域支援事業費、1項1目介護二次予防高齢者施策事業費212万1,000円の減額です。これにつきましては主に二次予防高齢者の利用の減少に伴う通所介護予防委託料の減額でございます。

2項3目任意事業費、地域自立生活支援事業費156万5,000円の減額でございます。これにつきましては、成年後見人報酬56万円の減額で、これにつきましては生活保護や非課税者のた

めに町長申し立ての件数が現在ゼロであるための減額でございます。また、地域生活支援事業委託料 69 万 5,000 円の減額につきましては、食数の減少に伴う配食サービス委託料の減額でございます。

これで歳出を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明させていただきます。4 ページをお開きください。2 款分担金及び負担金、1 項 1 目地域支援事業負担金 107 万 2,000 円の減額であります。これにつきましては、介護二次予防高齢者通所介護事業負担金及び配食サービス事業負担金の減額であります。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 757 万円の増額でございます。1 節、現年度分 651 万 5,000 円の増額は交付内示額に対する増額でございます。2 節介護分 105 万 5,000 円の増額は、平成 23 年度の精算分の増額でございます。国の負担割合は施設分が 15%、その他分が 20%となっております。

2 項 1 目調整交付金 991 万円の減額でございます。これは交付内示額による整理でございます。

2 目地域支援事業交付金（介護予防事業）の現年度分 48 万 5,000 円の減額は、不用額の整理でございます。この国の負担割合は 25%でございます。

3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の現年度分 31 万 9,000 円の減額は、不用額の整理に伴う減額でございます。この国の負担割合は 39.5%でございます。

次に、6 ページをお開きください。4 款道支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 1,244 万 8,000 円の減額でございます。1 節の現年度分は 1,959 万 5,000 円の減額で、これにつきましては交付内示額による整理でございます。道の負担割合は施設分が 17.5%、その他分が 12.5%となっております。2 節過年度分 715 万 1,000 円の増額につきましては、23 年の精算分による増額でございます。

3 項 1 目地域支援事業交付金（包括支援事業・任意事業）分、現年度分 24 万 2,000 円の減額につきましては不用額の整理でございます。道の負担割合は 12.5%でございます。

2 目任意事業の現年度分 15 万 9,000 円の減額につきましても不用額の整理でございます。その負担割合は 19.75%となっております。

次に、5 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金 105 万 6,000 円の増額でございます。1 節現年度介護給付費交付金 273 万円の減額でございます。これは交付内示額の整理でございます。2 節過年度分 378 万 6,000 円の増額は平成 23 年度の精算分でございます。

2 目地域支援事業交付金現年度分 56 万 2,000 円の減額は、不用額の整理に伴う減額でございます。支払基金負担金の割合は 29%でございます。

次に、8 ページをお開きください。7 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金 106 万 2,000 円の減額でございます。これは介護給付費に対する一般会計からの負担分で負担割合は 12.5%でございます。

2 目地域支援事業繰入金（介護予防事業）分 24 万 3,000 円の減額は不用額の整理でございます。町の負担割合は 12.5%です。

3目地域支援事業繰入金（包括支援事業・任意事業）分15万9,000円の減額でございます。これにつきまして、町の負担割合は19.7%でございます。

4目その他会計繰入金138万5,000円の減額でございます。これは歳出で説明した総務費に係る一般会計繰入金の減額でございます。

2項1目介護保険基金繰入金584万9,000円の増額でございます。これにつきましては、給付見込額に対する国、道支払基金の交付調整額の調整率が少なく交付されるための不足のための増額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終わります。

日程第7、議案第7号 平成24年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

西健康福祉課長。

○健康福祉課長（西 幹雄君） 議案第7号 平成24年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ10万6,000円を減額し、総額5,123万2,000円とするものでございます。このたびの補正につきましては、この会計が寿幸園を建設するために借り入れた地方債の元金と利息を返済するために一般会計からの繰入金と寿幸園の入所者とショートステイによるホテルコストで充ててございましたけれども、入所者の長期にわたる入院等に伴ってホテルコストが減少したことに伴う補正でございます。

2ページの「第1表 歳入歳出補正予算」につきましては記載とおりでございますので説明を省略させていただきます。歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。

8ページをお開きください。2、歳出、2款基金積立金、1項1目特別養護老人ホーム事業基金積立金7万7,000円の減額でございます。これにつきましては、特別養護老人ホームに積み立てる基金の利子分1万4,000円と、積み立てふやし分6万3,000円の減額でございます。これは先ほど説明したとおり、入所されている方が入院したことによって減少したためでございます。この特定財源でございますけれども、財産収入1万5,000円と諸収入5万1,000の減でございます。

3款公債費、1項1目元金でございます。長期債元金償還金は財源振りかえでございまして、財源区分につきましては、特別養護老人ホーム事業基金繰入金129万9,000円の増、それと諸収入238万3,000円の減額です。それと、一般財源108万4,000円の増でございます。

2目利子につきましては長期債利子支払費の利子分の2万9,000円の減額でございます。

歳入をご説明いたします。4ページ目をお開きください。1款使用料及び手数料、1項11

目老人ホーム施設使用料 1,000 円の減額でございます。これは一般会計のほうで見たためにこちらのほうで減額でございます。

2 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金積立金 1 万 5,000 円の減額でございます。これは先ほど言った入所者の減少に伴うものでございます。

3 款繰入金、2 項 1 目特別養護老人ホーム事業基金繰入金 127 万円の増でございます。これは先ほど言いましたように、入所者の減少に伴って積み立てている基金からこれを充てるものでございます。

4 款繰越金、1 項 1 目 107 万 4,000 円の増額でございます。これにつきましても積み立てた繰越金をその減収分に充てるものでございます。

次のページをお開きください。5 款諸粗収入 243 万 4,000 円の減額でございます。これは先ほど言いましたようにホテルコストとの入院とショートステイの減少分の実績見合いで落としてございます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案 7 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 7 号の議案説明を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて議案説明会を続行いたします。

日程第 8、議案第 8 号 平成 24 年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）の議案について説明をお願いいたします。

野宮病院事務次長。

○病院事務次長（野宮淳史君） 議案第 8 号 平成 24 年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては他会計からの繰入金 4,187 万 2,000 円を歳入として増額補正するものでございます。

第 1 款の病院事業収益につきましては既決予定額 9 億 9,785 万 7,000 円に 4,187 万 2,000 円を追加し 10 億 3,972 万 9,000 円とする内容になってございます。

8-2 ページ、実施計画書につきましては記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

8-3 ページの収益的収入についてご説明申し上げます。今回の補正の主な内容につきましては平成 24 年度において国民健康保険事業会計から他会計補助金として 487 万 2,000 円を、ま

た、一般会計から単年度資金不足である不良債務解消分としてその他特別利益に3,700万円、総合計で4,187万2,000円の収益的収入の総額を計上する内容となっております。

以上で簡単であります但説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第8号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号の議案説明を終わります。

次の日程に入る前に、お諮りいたします。日程第9から日程第25までの条例制定・一部改正19件の議案説明についてであります但、ご覧のとおり、新制定の条文及び一部改正の条文は長文となっております。そのため、制定・改正の条文の朗読を省略させ、制定及び一部改正の概要と条文については、町民生活に影響のある部分、白老町に特に関係ある部分、特に留意する必要がある部分などについて、資料または新旧対照表で簡潔に説明させることといたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

日程第9、議案第21号 白老町空き家等の適正管理に関する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） それでは、議案第21号 白老町空き家等の適正化に関する条例の制定についてご説明をさせていただきますと思ひます。

まず、条例の制定に当たりましては、現在、本町内における空き家等、これは非常に増加傾向を示している。また、地域住民等からの相談も多いということで、倒壊、火災等含めて危険性が高まるなど、その改善に向けての対応というのが重要な課題ということになっている状況でございます。こうした問題を解決するために、基本的に町としては確固たる制度設計のもと、実行性の高い対策を講じながら、本条例では空き家等の所有者等の責務、各種行政指導及び行政代執行等の措置を規定することなどにより、空き家等の適正管理を総合的に推進していくために本条例を制定することとしてございます。

また、本条例を制定していくに当たっては、庁舎内部の横の連携、関係課との連携を強化しながら対策に当たっていくこととしてございます。

なお、条例の詳細につきましては次のページに資料を説明資料として添付させていただいておりますので、条例詳細の内容等については担当課長のほうからご説明申し上げます。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） それでは、引き続きご説明させていただきます。議案の5ページの後ろのほうに説明資料をつけてあります。資料1と資料2という両面印刷のものでござ

います。これを使いましてご説明させていただきます。

まず、最初の文面でございますが、先ほど部長のほうからご説明がありましたのでこの部分については省略させていただきます。

I、条例の制定と所掌事務等について。1、空き家等の未然防止対策について。(1)、条例に基づく措置等についてであります。町内の空き家等について、危険性が高く周辺環境に影響を及ぼすおそれがある場合は、関係課と情報共有を図りながら必要な調査等を行い、白老町廃屋対策会議にて協議し対策を検討してまいります。調査結果等を踏まえて管理不全な状態が続く空き家等に関し、本条例に基づく措置を行っていくものでございます。また、関係法令に及ぶ対応を講じなければならない場合については、関係機関と協議を行い検討してまいります。

(2)、空き家等の実態把握と措置等についてであります。対策会議での検討結果を踏まえ、調査結果及び措置等の状況を台帳に記載し、生活環境課において保管、適正管理し、継続した実態調査に努めてまいります。その他、町内会等への危険な空き家等の調査・照会のほか、必要な事項につきましては対策会議にて協議し、最善の方策を図りながら取り進めることといたします。

次に、白老町廃屋対策会議の設置の関係でございます。条例を施行するに当たり生活環境課を事務局として対策会議を設置し、必要な関係課と連携し防止対策を行います。所管課といたしましては生活環境課、建設課、消防本部、財政税務課、上下水道課、子ども課であります。

事務は次のとおりと考えております。(1)、住民からの苦情、相談対応・廃屋調査実施。(2)、空き家等の台帳管理と取り扱いの協議。(3)としまして、関係課との情報収集と意見交換。(4)としまして、条例及び関係法令に基づく対応の協議。(5)、その他必要な事項ということでございます。

次に、条例に基づく事務処理等の流れについて条文から抜き出した部分でご説明させていただきます。まず、目的につきましては第1条に規定しております。

それから、定義につきましては第2条に規定しております。空き家等につきましては町内に所在する建物その他の工作物で常時無人の状態にあるもの及びその敷地というふうに定義させていただいております。不完全な状態とは、主要な部分が老朽化し、崩壊による危険な状態、または火災や犯罪が誘発されるおそれがある状態であります。

次のページをお開きください。所有者の責務につきましては第3条に規定しております。

それから、住民からの情報提供につきましては第4条に規定しております。

第5条には町による危険度の確認と実態調査について規定しております。

第6条につきましては助言・指導・勧告を規定しております。まず、助言につきましては所有者等に対し適正管理についての助言を必要に応じて行うということを規定しております。それから、指導につきましては危険性が高い場合については適正管理についての指導を行うこととしております。勧告につきましては正当な理由がなく指導に従わない場合については適正管理についての勧告を行います。

第7条は命令を規定しております。勧告に従わず正当な理由がない場合には、必要な措置を

行うことを規定したものでございます。

命令に従わない場合、所有者等の住所、氏名、命令の内容、これらを公表することとし、公表に際し所有者の意見を伺うことを第8条に規定しております。

次に、第9条には安全代行措置を規定しております。安全代行措置とは、所有者がみずから必要な措置を講じることができないと認める場合には、所有者等が経費を負担することを前提に町が最低限の措置を代行するものであります。

次に、最後になりますけれども行政代執行を規定しております。命令に従わず、その不履行により著しく公益に反することが認められるときには行政代執行を行い、この費用を所有者等から徴取することを第10条に規定しております。

関係機関との連携につきましては第11条に規定しております。

委任につきましては第12条に規定しております。

施行につきましては附則で平成25年4月1日からの施行とするものであります。

このような事務処理の流れの中で、空き家等の適正管理を行っていくものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第21号の議案に関しての質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 内容のことは別として、これは町独自というか、固有の条例を新たに制定されるということですのでけれども、議会の権能としたら、議会も条例の制定をする権限を持っていますし、十分に協議すると思うのですが、この部分については担当の委員会である建設厚生常任委員会と、この条文、文言あるいは内容について十分協議された上で提案されているのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。そうでなければ、審議の中に入って、また同じようなこと、私は別な委員会ですけれども、そういう部分ありますので、それは十分に整理されて、もし協議していればそういう問題がちゃんと整理されてこの条例になっているのかどうか。そこだけお聞きしておきます。

○議長（山本浩平君） 須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 今前田議員のほうからご質問あった、常任委員会との協議の関係でございます。これにつきましては、これまで空き家の関係につきましては2回ほど町のほうからお話をさせていただいております。ちょっと日にちはあれなのですが、先だって、建設厚生常任委員会のほうにこの条例の案についてはご説明をさせていただいたところがございます。それを踏まえて、今回、条例の制定を提案させていただくということになってございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） そうしたら、協議されたということだけれども、私が質問したのは、そういう内容についていろいろ意見があったものが積み上げられて整理されているのかという

ことを聞いたのです。ただ、委員会にこの条例制定案を説明しただけなのかどうか。その辺の委員会の総意が整理されているのかということを知っているのです。

○議長（山本浩平君） 須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 私どものほうでこの条例案のご説明をさせていただいた中では、個別のこういう条例で制定すべきなのか、または環境基本条例等そういう条例の中で制定すべきかとか、そういうご意見をいただいた中でそういったことを整理させていただきながら、今回、制定させていただいているというふうに私どもとしては認識してございます。

○議長（山本浩平君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 21 号の議案説明を終わります。

日程第 10、議案第 22 号 白老町附属機関の設置に関する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） それでは、議案第 22 号の白老町附属機関の設置に関する条例の制定についてご説明いたします。今回の附属設置という内容は、これまで各審議会等々ございまして、それらを統合あるいは廃止、整理するものでございます。

初めに議案説明を申し上げたいと思います。議 22-10 をお開き願います。町長公約の項目の 1 つに挙げられている「行財政の総点検の実施及び見直し」についての具体的な取り組みとして、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関のうち条例で設置する町長その他の執行機関の附属機関について検証を行った結果を踏まえ、附属機関の統廃合を実施するとともに、附属機関の一貫性を高めるべく、個々に定められた条例を一本化するため、本条例を制定するものでございます。現在、白老町には審議会、協議会、委員会と 48 の機関がございまして、それらを総点検したというのですが、議案説明で申し上げました地方自治法第 138 条の 4 第 3 項というのは、地方公共団体は法律または条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として審査会、審議会、調査会、その他調停、審査、諮問または調査のための機関を置くことができるというものが個々の内容でございまして、それらをこの附属機関として置くことができるというものを説明資料でご説明申し上げたいと思います。

議 22-18 の次のページ、説明資料と横版になったものでございます。白老町附属機関の設置に関する条例の概要というものでございます。これに沿ってご説明します。左側から附則、それから、各課、会の名称、条例、審議会等廃止後、継続するのか、統合なのか、廃止なのかという段でございまして。附則の第 2 条、(1)、総務課が所管している特別職報酬等審議会。これは一たん全部廃止すると。ただし、これらを(2)以降でございまして、白老町附属機関の設置に関する条例というふうに 1 つにまとめると。決して審議会そのものを解散するということではありません。個々の設置条例を一本化するということでまとめたものでございます。これは北海道初め道内の市町村も同様に関する条例という形で一本化してきているということもあ

りまして、それらを参考に本町としてもまとめたものでございます。一本化にまとめたのは、第2条、(1)の報酬等審議会から(9)の情報公開個人情報保護審査会、それと、網掛けの3本は飛ばしまして下のほうの段にいきますと、第3条、小学校給食センター運営委員会、それから、第4条、第5条の町営住宅入居選考委員会、ここまでを一本化にしてございます。一本化したことから白老町附属機関の設置に関する条例ということで今回提案させていただいております。

次に、網掛けの第2条、(10)の観光対策審議会、その次の住居表示審議会、次の健康づくり推進委員会と、下の段の中小企業振興審議会。これらについては、(10)、(11)、(12)の3本については全て廃止ということにしました。3本は廃止です。特に住居表示審議会というのは、白老町、例えば大町1丁目1番1号というふうにここの役場も住居表示をしています、この先、住居表示をするという計画が今のところありませんので、この際、整理をさせていただいたと。それから、観光審議会あるいは中小企業審議会は各団体と直ちに打ち合わせ、対応しているという実態からこれも廃止をいたしました。また、健康づくり推進委員会につきましては、計画策定時などは要綱などで対応しているということで、これについても整理をしたということでございます。

次に、社会教育委員会に統合ということで、第2条の(13)、みんなの基金事業運営委員会から(14)、(15)、それから、下の段の第9条の公民館運営審議会と図書館協議会。これらについては社会教育委員会に統合いたしました。以上のことから、ここの表にある48全ての機関を対象としたものではなくて、先ほど説明しました地方自治法第138条の規定によって、廃止、統合できるものをここに表にしておりますが、22の関連条例のうち、ここにあります14機関について継続、5機関を統合、3機関を廃止、そして、一部廃止ということで整理したものでございます。簡単に申し上げますと、先ほど言いました網掛けの部分は廃止しますが、それぞれ違う部分については白老町附属機関の設置に関する条例ということで一本化したということでまとめた内容でございます。それらが文章として先ほどの議案説明、前後しまして新旧対照表でまとめた内容となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第22号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第22号の議案説明を終わります。

日程第11、議案第23号 白老町課設置条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 議案第23号 白老町課設置条例の制定についてであります。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。附則の部分です。それと、白老町部設置条例

は廃止するというものでございます。

議案説明でございます。地方分権の進展及び財政の健全化を目指し、白老町の行政運営を以前にも増して効率的で柔軟に進め、連携や調整を円滑に行い、責任ある町民サービス等を迅速かつ効果的に進めていく必要があることから、本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては過日 2 月 22 日に開催しました議会全員協議会におきまして内容をご説明申し上げておりますので、本会においては説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 23 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 23 号の議案説明を終わります。

日程第 12、議案第 24 号 白老町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） それでは、議案第 24 号 白老町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてご説明申し上げたいと思います。

まず、議 24-3、議案説明でございますが、そちらのほうを先にご説明させていただきます。新型インフルエンザ発生時にその脅威から国民の生命及び健康を守り、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための国・地方公共団体等の責務及び対処等について規定した「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定されたことに伴い、本町においても同法の規定に基づき白老町新型インフルエンザ等対策本部に関する事項を定めるため、本条例を制定するものであります。これにつきましては、特別措置法が制定された中でそれぞれ地方においても、地方自治においても同じような対策を講じて進めていくということがなされたことによって、同じく対策本部に関する事項を本条例で定めるものでございます。この条例の中では目的・組織・会議等の規定を国の規定に準じて規定したものでございます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第 24 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 24 号の議案説明を終わります。

日程第 13、議案第 25 号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 議案第 25 号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手

数料等徴収条例の制定についてご説明させていただきます。

昨年9月に都市の低炭素化の促進に関する法律が公布され、同年12月に施行されたところでもあります。本条例は、この法律により低炭素建築物新築等計画の認定制度が導入され、その計画の認定変更等の申請手続きに係る手数料等を定めた条例であります。この認定を受けた建築物につきましては、容積率の緩和措置や住宅ローン減税の拡充や登録免許税の軽減措置が図られることになっております。この法律はより一層の二酸化炭素の削減と省エネルギーの促進を促し、都市の健全な発展と住宅市場地域経済の活性化を図ることを目的として制定された法律であります。

この低炭素建築物の認定基準は、既にあります省エネ法がございますけれども、この省エネ基準に比べまして、さらに一時使用エネルギーの消費量を10%以上削減される建築物であるという条件がございます。そして、さらに省エネルギー性に関する基準では考慮されていない、例えばエネルギー消費量を常に見ることができるスマートメーターの設置だとか、節水蛇口だとか、それから、一定量以上の木材を建物に使う場合、あるいは壁面だとか屋根の緑化、周辺の緑化などにおいて、周辺の気温が上がることを抑えると、そういったような措置がされている住宅、こういうものが条件とされております。

第2条第1項1号、2号に手数料等が規定されてございます。そして、第2条の第2項については建築確認申請と同時に申請する場合の手数料。第2条第3項につきましては構造計算適合性判定を要する建築確認申請と同時に申請する場合の手数料の徴収についての記載でございます。第3条につきましては手数料の徴収の時期及び方法。第4条につきましては手数料の還付について。第5条については手数料の減免について。第6条にはその他必要な事項の委任について規定してございます。

以上、簡単であります但し説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第25号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 内容より、これは手数料を取るだけなのか。これは町が、担当が審査するような部分があって、手間暇とか、職員の事務量がふえるという部分のことはないのかどうか。その辺だけお聞きしておきます。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） これにつきましては、申請が上がってくれば一部審査するという形でございます。そのやり方としては、今確認申請につきましては委託業者でやるときもあります。その場合はちょっと手数料安くなりますし、本当に役場のほうでそれを的確かどうか審査する場合にはちょっと高めの料金を取るという形で今回はやる予定になっております。事務量はやはり審査すれば多くなるのではないかと考えています。ただ、この件数につきましては、想定としては年に1件か2件くらいではないかというふうには考えております。

○議長（山本浩平君） ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 25 号の議案説明を終わります。

次の日程に入る前に、お諮りいたします。日程第 14 から日程第 22 までの条例の制定・一部改正 9 件の議案説明についてであります。これら新制定の条例及び一部改正の条例は、いわゆる地域主権改革一括法の施行による関係条例の整備となります。したがって、この地域主権改革一括法の説明をしていただき、その後引き続き各議案の説明をさせることといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

日程第 14 から日程第 22 の議案にかかわる地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律について説明をお願いいたします。

大黒企画振興部長。

○企画振興部長（大黒克己君） それでは、議案第 26 号から議案第 34 号までの条例の申請 6 件、それから、一部改正 3 件を今回提案してございますが、この条例の制定、一部改正等につきましては、地域主権改革一括法との関連条例でございます。この法律につきましては、平成 23 年に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律というものでございまして、いわゆる地域主権改革一括法でございます。この法律が現在、第 1 次、第 2 次と 2 本成立してございます。中身につきましては、これまで国が全国一律に義務づけ、枠づけをしてきた、例えば公営住宅や道路などの施設の設置や管理にかかわる基準の一部を地方自治体が地域の実情に応じて、みずからの判断と責任によって条例で定めることになりました。このことから一括法等で示された国の基準等を踏まえて今回条例の整備を進めるものでございます。条例の新制度につきましては議案第 26 号から第 31 号までの 6 件、条例の一部改正につきましては議案第 32 号から 34 号までの 3 件ということでございます。それぞれの議案につきましては担当部長のほうから説明いたします。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） それでは、引き続き日程第 14 に入ります。日程第 14、議案第 26 号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） それでは、議案第 26 号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

今ご説明があったとおり、一括法の施行に伴って介護保険法が一部改正されたということでございます。その中で国の省令で定められていた指定地域密着型サービス事業や指定地域密着型介護予防サービス事業の指定に係る基準について、市町村がみずから判断と責任により条例

で定めることとされたことに伴って、今回、条例を制定するものでございます。なお、制定に当たっては特に国の省令基準を上回る内容の定めを今回行っただけではおらず、現行の省令のとおり
の基準の制定となつてございます。今後につきましては、地域において独自に基準を定める必要
性が出てきた場合については、改めて条例で定めていくことと考えてございます。

内容なのですが、指定地域密着型サービス事業の指定の関係で入所定員等について第2条で
定めてございまして、申請者に係る要件等につきましては第3条と第5条にあります。その中
で第3条については要介護1から5の方の関連の定めでございます。第5条については要支援
1から2に係る関係の要件が整理されているものでございます。第4条では指定地域密着型サ
ービスに関する基準等によるところでございます。第6条は指定地域密着型介護予防サービス
に関する基準等の基準を定めたものでございます。今回このように省令に基づいて条例の制定
を行ったということにつきましては、省令等の改正も今後行われてくることが予測されます。
そうした中で順応した対応をしていくため、今回このような条例の制定になってございま
す。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第26号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第26号の議案説明を終わります。

日程第15号、議案第27号 白老町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
の議案について説明をお願いいたします。

高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） これも地域主権一括法の施行に伴い、道路の構造の技術的基
準等を条例で定めなければならないとされたことから、その基準等を定める条例であります。
基本的には政令で定める基準を参酌して条例で定めるとされております。それで、国で示して
いる基準を検討し、その基準にそのまま従うことが適切と思われるもの、そして、積雪寒冷地
やその他地域事情に配慮した道路条例、北海道の条例案があります。これらの整合を図りつつ、
今回の条例を制定したところでございます。基本的にはほとんどの部分を国の示す基準をその
まま参酌してございます。その中で地域の特性を出した部分についてのみ説明させていただきます。

議27-5を開いていただきたいと思います。第8条の第8項、ここでは歩道や自転車歩行道
を設けない場合の道路について、その路肩の幅員なのですが、これは歩行者や自転車の交通の
安全を考慮して、その路肩の幅員を自由裁量で敷地の許容する範囲内で広げることができます
という条項を加えております。

次に、議27-7をお聞きください。第12条の第3項でございます。これは歩道の幅員を規
定しておりますが、ここでは歩道の幅員は原則2メートル以上というのが構造令上では原則に
なっております。その部分でやはり敷地の制限等ありまして、それを1.5メートルまで縮め

ることができますという規定をここで加えてございます。それから、その下のほうの堆雪幅、これは一般的に堆雪スペースと言われるものでございます。除雪したときに両サイドに排除した雪が積み重なります。そのスペースを設けるということはこの第14条で規定してございます。

次に、議27-10をお開きください。第22条視距等ということで、これはカーブだとか坂道、視界が狭くなります。視距、距離です。見える距離が狭くなります。その部分、道路のこの表のところですが、例えば時速60キロメートルの設計速度の場合、構造令では75メートル見ればいいですというふうになっておりますが、北海道の積雪寒冷地であるという特殊性、要するに氷結した路面での制動距離が長くなります。ですから、そこを考慮して構造令では75メートルになっているけれども、本町では100メートルにしろという規定をしているところでございます。

ここまでが構造令にはない中で白老町独自の部分で加えた、あるいは変えた条項でございます。その他構造令には直接町道には関係ない規定もございます。高速道路や国道、道道のみを対象としたような条項がございますが、それらは全て除いた形で今回条例化したところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第27号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第27号の議案説明を終わります。

日程第16、議案第28号 白老町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） これも議案第27号と同じく一括法の施行に伴い制定するものでございます。白老町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてということで、準用河川管理施設等の構造の技術的基準を条例で定めるということで、準用河川というのは河川法に基づき白老町が管理する河川であります。その管理施設等の構造の基準は従来政令で定められておりますが、この一括法の施行に伴いその基準を条例で定めなければならないとされたものであります。本準用河川の公共性や重要性に鑑み、条例の制定に当たってはそのまま国が定めた構造基準、要するに従来どおりの基準を規定しておりますので内容説明については省略させていただきます。

なお、構造令で規定されている内容のうち、準用河川では想定されないような大きな流量を求める河川の規程だとか、現在設置されておらず今後も設置することが想定されないような河川管理施設等を対象とした基準については除外しております。例えば、ダムに関する部分だとか揚水機、排水機、そういった部分については除外して条例を制定させていただいております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 28 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 28 号の議案説明を終わります。

日程第 17、議案第 29 号 白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 白老町水道布設工事監督者の配置基準及び規格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について。

本条例案も同じく一括法の施行に伴い制定するものでございます。本町におきましても、本町の特殊性と国の定める基準を変更すべき理由がないことから、国の規定をそのまま参酌して規定しております。

第 1 条につきましては条例の目的。第 2 条につきましては監督員を配置しなければならない工事の規定。そして、次のページでございますけれども、第 3 条につきましてはその監督員の資格を規定してございます。第 4 条につきましては、水道事業が必ず設置しなければならないと定めている技術面での責任者である水道技術管理者の資格要件を規定しております。

以上、国の基準をそのまま参酌して規定しております。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 29 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 29 号の議案説明を終わります。

日程第 18、議案第 30 号 白老町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 白老町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について。

これも同じく一括法の施行に伴い高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法という言葉聞いたことがあると思いますが、その法律の一部が改正されました。これまで法令により義務づけられた基準の一部について条例で定めることとされたことから、本条例を制定するものであります。バリアフリー化のために必要な道路の構造に関する基準について、北海道の福祉のまちづくり条例との整合を図った北海道の条例案というのがございます。これらを踏まえた中で適切に運用するために検討をした結果、町道に現存しないような施設、あるいは将来設置されることがないような施設の基準についてはその規定から除外し、その他全て国の基準どおり規定することとしたところでございます。

なお、本規定は特定道路という道路、これは国土交通大臣が指定する道路なのですが、障がい者の方だとか、高齢者の方、そういった方々がもっばらたくさん通るといことで大臣が指定した道路に適用される、新設または改築時に適用される規定でございます。本町においてはその指定を受けた道路はございません。ただし、その特定道路以外についても、一般の町道についても、この適合努力義務があることから今回この条例を制定したところでございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第 30 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 30 号の議案説明を終わります。

日程第 19、議案第 31 号 白老町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 白老町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について。

本条例案も地域主権一括法の施行に伴いバリアフリー法の一部が改正され、これまで法令により義務づけられていた基準の一部について条例で定めることとされたことから、本条例を制定するものであります。本町の都市公園においてバリアフリー化を行う場合の特定公園施設の設置に関する基準は、国の基準及び北海道福祉のまちづくり条例の基準について検討した結果、町独自の基準を設ける特殊性がないため、国の基準と同様として本条例を制定したところでございます。

なお、国の基準に規定されている屋根つき屋内の集会所だとか野外劇場、野外音楽堂は現在設置されていないこと、そして、将来的にも整備する予定がないことから、それらの規定については除外しております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 31 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 31 号の議案説明を終わります。

日程第 20、議案第 32 号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

議 32-6 の議案説明をお聞きください。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進

を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に伴い公営住宅の一部が改正され、これまで法令により義務づけられていた基準の一部について条例で定めることとされたことから、町営住宅等の整備基準等を定めるほか、福島復興再生特別措置法に規定する居住制限者が町営住宅へ入居する際の取り扱いについての規定を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。これは一括法と別にさらに福島復興再生特別措置法、これらの居住制限者についての入居の取り扱いについて規定してございます。

新旧対照表をご覧ください。議 32-7 でございます。まず、改正後のほうで見ていただきたいと思いますが、目次でございます。第 1 章の 2、町営住宅の整備基準。今回この基準がこの条例に規定されたことから目次にこの項目を加えたものでございます。

次に、第 1 条でございます。第 1 条の第 1 項でございますけれども、整備基準を規定したことから今般この趣旨に整備という文字を加えたものでございます。

次、第 1 章の 2、町営住宅等の整備基準というところでございますが、これは今の条例の第 3 条の後につくものでございます。これは町営住宅の整備基準を加えたということで、この分が一括法に基づいて条例で定めなさいといった整備基準でございます。これらの基準は、この部分では第 3 条の 2 から第 3 条の 17、ページにすると議 32-11 です。そこまでになってございます。これらの基準については、本町が独自に定めなければならない特殊性、そういったものがないことから法で定めます基準と同様として規定してございます。ですから、今の状況とこの条例を制定した状況と基準は変わらないということでございます。

ただ、1 つ変わった部分がございます。議 32-9 でございます。第 3 条の 10 のところでございますけれども、ここに町営住宅の一戸の床面積の合計は 25 平方メートル以上とするという規定をしてございます。この部分が今回の基準の法律の改正とともに、従前 19 平米だったので、それを 25 平米に引き上げられたところでございます。この部分 1 カ所だけが変わってございます。そのほかは同じでございます。

次に、議 32-11 をお開きください。第 6 条、入居資格でございます。第 6 条においては福島復興再生特別措置法を加え、その居住制限者にあつては独身者も入居できることとして、同時に収入基準も除外したところであります。ここの第 6 条の 1 号、略と書いているところがうちの条例上、同居基準の部分でございます。それで、次の 2 号の部分、ここが収入基準になってございます。この収入基準のア、の部分でございますけれども、収入基準にあつては裁量階層を定めているア、イについては国の基準は 25 万 9,000 円でございます。しかし、白老町は現行どおり、今までどおり上限を 21 万 4,000 円に規定しております。そして、なおかつ本来階層であります部分につきましては国の基準をそのまま参酌して、現行どおりですけれども、ここについては 15 万 8,000 円というふうに規定してございます。これが次のページのウの部分でございます。今言いました 21 万 4,000 円、それから、15 万 8,000 円、これは今までと変わらないということをご理解いただきたいと思ひます。

そして、次のページの議 32-12 の第 4 項でございます。ここでは根拠となる政令が改正されたために改めてここを条文でうたわなくてはならないという事情が発生したため、ここであえ

て裁量階層となる対象を規定したものでございます。今まではこの部分、条例で委ねていたものですから、本文にはなかったところでございます。ここは従前と何ら変わらないということでございます。

それから、次のページでございます。ここの部分では入居資格の特例を第6条に規定する居住制限者を加えたところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第32号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第32号の議案説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第21、議案第33号 白老町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 議案第33号 白老町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

議33-5、議案説明をお聞きください。これも同じく地域主権一括法の施行に伴いまして下水道法の一部が改正され、これまで法令により義務づけられていた基準の一部について条例で定めることとされたことから、公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等を定めるほか、所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものでございます。この所要の改正の部分でございますが、根っことなる下水道法、これは昭和45年に大きく改正されております。改正する以前までは汚水というのは処理しなくても排水管を通じて、下水道管を通じて川や海に流すことができたところではありますが、改正後は必ず、白老でしたら処理場です、そこで処理してから放流しないといけないということになってございます。しかし、本町の条例は昭和43年に制定されておまして、その部分が現在の下水道法にそぐわない部分があります。今般、そのようなことから、それらの整合性を図るために合わせて改正するものでございます。

次の新旧対照表をご覧ください。第1条の趣旨でございますけれども、ここに施設の構造維持管理の基準等を加えてございます。

そして、第2条でございますけれども、旧条例では配水区域・処理区域ということで第2条の第1項4号、5号にございましたけれども、白老町の場合ほとんど配水区域と処理区域が同じだということで、これを区分けする必要がないということでこの部分を削除してございます。

あわせて、第4号に終末処理場の規定を入れたところでございます。

それから、第9条の第1項及び第10条の改正についてでございますけれども、ここについては不要な部分の規定の整理を行うということでございます。

それから、第15条の第2号の改正でございますけれども、議33-8の下のほうの表、第2号の配水区域内という表がございます。ここの部分は処理場を経由しない污水管の使用者から使用料を徴収するため料金規定でありますので、これはもう使っていないということで、現在も該当がないということで削除するところでございます。この部分も古い法律がこの条例の中に生きていたという部分でございます。実際はないから使ってはいなかったということでございます。

それから、第4章、公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準ということで、これは議33-8からずっと来まして、議33-10の第5章、雑則の手前までです。この部分が今回の法改正により新たに条例化が求められまして条項を規定したものであり、政令で定められた基準として従前からの基準どおりということで定めたところでございます。ということで、ここの部分は説明を省略させていただきます。

そして、次の第5章から下の部分です。第22条以下、ここについては第17条から第21条まで新たに条を加えたため、条ずれを生じたことから各条をそれぞれ繰り下げの改正を行ったものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第33号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第33号の議案説明を終わります。

日程第22、議案第34号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） それでは、議案第34号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議34-3、議案説明をお聞きください。この改正につきましても一括法の施行に伴って国の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正がされて、これまでの法令により義務づけられていた基準の一部について条例で定めることとされたことから、一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格基準を定めるため、本条例を一部改正し技術管理者の資格について加えることとしてございます。

なお、本条例の資格の条件と該当する町内の施設は、バイオマス燃料化施設と環境衛生センター内にある埋立地の管理を行う者に技術管理者の配置を行わなければならないことになってございます。これらにつきましては、まず、この条例の資格の基準につきましては、法の基準

を参酌して規定を設けてございます。現在配置をしている技術管理者についてはこの資格基準に基づいた配置となっております。今後も配置を行う場合についてはこの基準によって行うものでございます。それで、この技術管理者の資格につきましては、これまで学歴だとかそういったもの、または経験等踏まえた者から資格者を配置するというようなことになってございます。詳しい内容については記載のとおりとなっておりますので、詳細な説明を省略させていただきます。

以上で終わります。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 34 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 34 号の議案説明を終わります。

日程第 23、議案第 35 白老町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 議案第 35 号です。白老町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

初めに 3 ページの議案説明をお開き願います。これまで公共施設内に自動販売機等を設置する際の建物使用料については全施設一律、例えば役場、コミセンあるいは体育館、こういった施設でございますが、一律 1 万円としていたところでありますが、施設により立地条件、利用者数等が異なることから、各施設において設置場所に見合う使用料を定めることができることとする等の規定を設け、町有財産の有効活用を図るため本条例の一部を改正するものであります。

次のページの新旧書対照表でございます。改正後の第 6 条、下線の部分ですが、設置及び広告（町長が定めるものに限る）の用途に使用する場合、これを追加してございます。

別表第 2 の表の中でございますが、自動販売機その他これに類するもので使用料が 1 万円、ただし建物の立地条件、利用者数等により町長が特に必要と認める場合は、別に定める額とするということを加えてございます。

また、広告（町長が定めるものに限る）の用途に使用する場合ということで、町長が別に定める額という部分も広告の部分で加えてございます。これまで議会でも議論がありまして、少しでも収入を多く見込むべきだということからこれらを検討してまいりまして、今回、一部改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 35 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 35 号の議案説明を終わります。

日程第 24、議案第 36 号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 議案第 36 号であります。白老町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

次のページの議案説明をお開き願います。本町における固定資産税の第 1 期納期限についてはこれまで 4 月 30 日としていたところでありますが、当該の納期限に基づく納税通知書の発送事務においては、毎年度末及び年度始めに集中する住所異動及び口座移動の情報並びに当初賦課にかかわる減免申請処理を当該通知書に反映させることができないこと、さらに通知書到着から納期限までの期間が短い等の課題があったことから、これらを解決すべく地方税法第 362 条第 1 項ただし書きの規定に基づき当該の期限を 5 月 31 日に変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

本条例の一部改正は、3 月あるいは 4 月が転入・転出時期にあるため、より町民の皆様への通知等を的確に実施いたしたく、現行の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの納期を 5 月 1 日から 5 月 31 日までと、1 カ月ずらすというものが今回の改正の内容でございます。

新旧対照表でございますが、改正後 5 月 1 日から同月 31 日までということで改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 36 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 36 号の議案説明を終わります。

日程第 25、議案第 37 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 38 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 39 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、3 議案について一括して説明をお願いいたします。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） まず初めに議案第 37 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

初めに、3 枚目に給料額の削減についてということで説明資料を添付させていただきました。その中で、1、職員の給料額の影響についてということで、①、級別に応じて給料額の 5% から 14% の削減を実施する。②、これについての平均削減率は 9.5% になります。③、削減期間は本年 4 月 1 日から来年 26 年 3 月 31 日までとするものでございます。

ただいま申し上げました 1 から 14%の部分が表の中の一般職、左側から 1 級から 6 級まででございます。1 級につきましては主事等。それから、2 級も同じです。3 級が主任。それから、4 級が主査職。5 級、6 級が管理職になりまして、5 級が主幹、6 級が部長・課長になります。削減率がそこに記載のとおり 1、2 級が 5 %、3、4 級が 8 %、5 級が 11%、6 級が 14%となっております。

次の人数というのは、それぞれこれに該当する職員の人数でございます。

削減額が記載のとおりで、1 級の 151 万 8,840 円から 6 級の 2,190 万 2,100 円まで、トータル 8,906 万 977 円となります。このほかに手当、共済費の削減が 3,549 万 8,000 円ございますので、給料削減としてトータルで 1 億 2,455 万円となります。

次の一人当たりの年平均は、1 級では 10 万 8,489 円、6 級では 75 万 5,245 円、これを月当たりの平均にすると、1 級については 9,041 円、6 級については 6 万 2,938 円がそれぞれ削減額というふうになります。

下段の医療職についても同様でございまして、1、2 級は該当者ございません。3 級が主任、8 %、4 級が主査、8 %の削減、それから、5 級は課長、主幹の 11%となつてございまして、それぞれの削減額のトータルは 1,255 万 92 円となつてございます。これについてはまず職員の部分でございます。

続きまして、議案第 38 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。それから、議案第 39 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。一括してご説明申し上げます。

これについては本年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで既に 12 月に議決をいただいておりますが、引き続き 4 月 1 日から来年 3 月 31 日まで継続して自主削減するものでございます。

最後のページに議案第 38 号、39 号の説明資料を添付してございます。管内の白老町から室蘭市、下はむかわ町までの市町長、続いて副市町長と教育長というふうな欄で入ってございます。白老町について申し上げますと、本来の報酬額 85 万円を、自主削減 45%を町長は継続し 46 万 7,500 円、副町長においては 68 万 2,000 円を 40%削減の 40 万 9,200 円、教育長においては 60 万 7,000 円を 35%減の 39 万 4,550 円と自主削減するものでございます。

次の欄が給料月額削減率でありまして、期末手当削減は該当いたしておりません。

次の給与年額に換算した削減率は町長が 32.6%、副町長が 29%、教育長においては 25.4%となるものでございます。

なお、今回の削減、また報酬等につきましては、先般、特別職報酬等審議会の答申において現行の本来給は妥当との判断でありましたが、自主削減額は他の自治体と比較しても厳しい額で一考を望むという答申がございました。しかしながら、職員給与の削減、それから、町財政の厳しい状況から新年度も引き続き同率を削減することでご提案申し上げるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いします。

○議長（山本浩平君） ただいま一括しての説明が終わりました。

これより議案第 37 号、38 号、39 号までの議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必

要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 37 号から第 39 号までの議案説明を終わります。

日程第 26、議案第 9 号 平成 25 年度白老町一般会計予算の議案について説明をお願いいたします。

安達財政税務課長。

○財政税務課長（安達義孝君） それでは、議案第 9 号 平成 25 年度白老町一般会計予算の説明をさせていただきます。

第 1 条、歳入歳出の予算総額は 92 億 1,000 万円と決めました。

第 2 条以下につきましては説明を省略させていただきます。

次に、2 ページから 5 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」につきましては記載のとおりでございます。

次に、6 ページの「第 2 表 債務負担行為」であります。事項、苫小牧医師会と締結する予防接種業務から入学準備金利子補給金までが昨年度同様の損害賠償等に対する補てん、利子補給、システム等購入賦課金であります。

追加されております北海道市町村備荒資金組合からの情報システム等購入賦課金 918 万 9,000 円は学校・役場に導入するパソコン等でございます。同じく 757 万 5,000 円の人事給与システム、町営住宅管理システムの購入賦課金であります。財政会計システムに関する経費 2,349 万 3,000 円は一般会計の財務会計システムを更新する経費でございます。情報システム賃借 647 万円は住民基本台帳ネットワークの賃借の経費でございます。情報システム等保守点検に係る業務委託 655 万 3,000 円は人事給与システム、住民基本台帳ネットワーク、町営住宅管理システムの保守業務委託の経費でございます。（仮称）食育・防災センター建設事業 6 億 3,733 万 2,000 円は本体建築工事に係る経費でございます。

次のページ、「第 3 表 地方債」については記載のとおりでございますが、歳出の中で説明をさせていただきます。

次に、9 ページから歳入歳出事項別明細書でございますが、総括表の 10 ページの歳入と 11 ページの歳出については記載のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算事項別の内容の説明をいたしますが、前年と比較しまして増減の多いものを中心に説明させていただきます。

それでは、歳出の説明からさせていただきます。98 ページをお開きください。1 款議会費、1 項 1 目議会費 8,303 万 1,000 円の計上で、前年比 476 万 8,000 円の減であります。（1）、議員報酬等 7,425 万 3,000 円は議員共済負担金が前年比 215 万 9,000 円の減となり 1,961 万 9,000 円となります。（2）、議会運営経費 877 万 8,000 円は費用弁償 176 万 1,000 円の減。筆耕翻訳料 172 万円の減であります。新たに会議録作成支援音声認識システム賃借料 107 万 1,000 円などで前年比 261 万 4,000 円の減であります。

次に、102 ページ、2 款総務費は 3 億 3,945 万 3,000 円の計上で、前年比 6,841 万 2,000 円の減であります。1 項 1 目一般管理費は 2 億 467 万 6,000 円、前年比 1,612 万円の増であります。以下、増減の多い主なものを説明申し上げます。107 ページ、(7)、職員管理事務経費 466 万 6,000 円、前年比 248 万 5,000 円の減であります。東京事務所廃止による住宅借り上げ赴任旅費の減などになっております。次に、(8)、臨時職員経費 457 万 8,000 円、前年比 175 万 7,000 円の減であります。臨時職員 1 名分の減によるものでございます。次に、109 ページ、(11)、情報化推進経費 9,135 万円、前年比 165 万 6,000 円の増であります。住民記録、税、財務会計等を一括して情報システムを管理しており、備荒資金組合年賦金でパソコンを購入しているための増加であります。次に、111 ページ、(12)、契約事務経費 830 万 6,000 円、前年比 300 万 2,000 円の減であります。臨時職員 181 万 1,000 円の減及び共通消耗品 72 万 2,000 円の減となります。次に、(13)、秘書事務経費 1,066 万 9,000 円、前年比 244 万 5,000 円の減であります。臨時職員 179 万 9,000 円の減及び町長交際費 33 万 7,000 円の減となります。次に、113 ページ、(15)、光ネットワーク管理経費 1,207 万 7,000 円、前年比 281 万 3,000 円の増であります。光通信ケーブルの共架柱変更修繕の増加によるものであります。なお、財源は財産収入である光ネットワーク回線使用料を同額充当しております。次に、115 ページ、(19)、地上デジタル放送難視聴対策事業 2,218 万 3,000 円の新規事業であります。飛生地区への難視聴対策のためギャップファイラー局 1 カ所を新設し、アンテナは N T T ドコモ鉄塔に付属するため、賃貸借契約を行って難視聴の解消を図ります。

次に、2 目姉妹都市費 805 万 9,000 円、前年比 357 万 9,000 円の増であります。次に、117 ページ、(4)、国際姉妹都市ケネル市訪問交流事業 536 万 5,000 円、前年比 401 万 5,000 円の増は 2 年ごとの訪問交流と、3 年ごとに行う代表団の交流実施年であります。なお、財源は海外交流基金を全額繰り入れしております。昨年計上した姉妹都市の歴史にふれる旅交流経費は終了させていただきました。

3 目職員厚生管理費、4 目広報広聴費は記載のとおりであります。

次に、118 ページ、5 目(1)、財産管理費 22 万 9,000 円、前年比 1 億 15 万円の減であります。水道事業特別会計から借り入れた 1 億円の償還が終了したものでございます。

次の 6 目会計管理費は記載のとおりでございます。

次に、120 ページ、7 目財産管理費 715 万 9,000 円、前年比 266 万 7,000 円の増であります。(3)、町有地現況測量事業は閉校による虎杖中学校の跡地を売却するための経費で 432 万円の増となっております。昨年計上の町有林管理事業は先送り事業といたしました。

次に、8 目車両管理費 846 万 4,000 円、前年比 75 万 1,000 円の増で公用車のリース期間が満了するため新規更新の計上となっております。

次に、122 ページ、9 目企画調整費 82 万 7,000 円、前年比 280 万 2,000 円の減であります。(1)、企画調整事務経費 28 万円は第 5 次総合計画が終了したため臨時職員分 85 万円の減であります。(3)、移住定住促進事業 5 万円は事務局の臨時職員 170 万 9,000 円の減と白老移住滞在交流促進協議会補助金 8 万円の減となります。今後は民間活力の事業で継続をお願いする

ものであります。

次に、124 ページ、10 目総合計画費 2 万 1,000 円、第 5 次白老町総合計画策定事業が終了したことで 63 万 2,000 円の減となっております。

次に、11 目計画調査費、12 目支所及び出張諸費、13 目交通安全対策費は記載のとおりでございます。

次に 126 ページ、14 目自治振興費、15 目町民活動推進費は記載のとおりでございます。

次に、128 ページ、16 目町営防犯灯等管理費 1,524 万 2,000 円、電気料等の値上げによるもので 151 万 1,000 円の増となっております。

17 目諸費は記載のとおりでございます。

次に、2 項徴税费、1 目賦課徴収費 1,647 万 5,000 円、前年比 19 万 9,000 円の減であります。(1)、収納管理事務経費 197 万 9,000 円、臨時職員及び町税電算委託料の減などで 269 万 5,000 円の減となっております。次に、131 ページ、(2)、賦課事務経費 1,025 万 1,000 円、臨時職員の減などで 164 万 7,000 円の減となっております。(4)、固定資産税標準宅地鑑定評価事業 423 万 4,000 円、平成 27 年度の評価がえの事前準備のための標準宅地の不動産鑑定をするための経費でございます。

次に、132 ページ、3 項 1 目戸籍住民台帳費 529 万 5,000 円、前年比 64 万 6,000 円の増であります。(3)、戸籍副本バックアップシステム連携構築事業 69 万 3,000 円、東日本大震災において津波の被害を受け、市町村に保管されていた戸籍正本が滅失したことから、これを防止するためのシステム導入事業経費でございます。

次に、134 ページ、4 項選挙費 1,051 万 1,000 円、前年比 861 万円の増でございます。1 目選挙管理委員会費は記載のとおりであります。

次に、2 目参議院議員選挙費 974 万 5,000 円、7 月に投票を予定されている経費となっております。財源は全額道費が充当されます。

次に、136 ページ、5 項統計調査費 342 万 7,000 円、前年比 251 万 7,000 円の増でございます。1 目統計調査総務費は記載のとおりでございます。

2 目指定統計費 339 万 9,000 円、住宅土地統計調査の増などで 251 万 9,000 円の増となっております。

次に、138 ページ、6 項 1 目監査委員費、記載のとおりであります。

次に、140 ページ、3 款民生費 18 億 799 万 8,000 円、前年比 2,577 万 4,000 円の減であります。1 項 1 目社会福祉総務費 5,423 万 6,000 円、前年比 724 万 4,000 円の減となっております。

(1)、地域福祉推進事業 3,384 万 6,000 円、社会福祉協議会への補助金 121 万 4,000 円の減、白老町民生委員会協議会委員補助金 9 万 3,000 円の減で前年比 130 万 4,000 円の減となっております。(2)、町民生活事務経費 32 万 3,000 円、前年比 182 万 7,000 円の減は臨時職員の減となっております。次に、143 ページ、(5)、循環福祉バス運行事業経費 1,948 万 8,000 円、運行路線、利用料金等の検討を早い時期に検討してお示してまいります。実績見込みなので 228 万 7,000 円の減となっております。

次に、2目老人福祉費6億4,017万円、前年比2,354万6,000円の減であります。(2)、老人福祉活動補助金373万7,000円、前年比41万4,000円の減で、高齢者クラブ連合会補助金22万6,000円の減、高齢者事業団育成事業補助18万8,000円の減となっております。次に、145ページ、(6)、後期高齢者医療制度運営経費2億4,245万9,000円ではありますが、広域連合会への療養給付費に係る負担金は、当町の負担見込みが減となっていることに伴い2,022万2,000円の減となっております。(7)、後期高齢者医療事業特別会計繰出金7,501万円は、広域連合の事務費及び保険料軽減費等136万8,000円が減となっております。財源は道費の保険基盤安定負担金4,933万5,000円を充当しております。次に、147ページ、(8)、介護保険事業特別会計繰出金2億5,898万5,000円ではありますが、前年比57万円の減となっております。なお、昨年計上した福祉バスの運行事業経費は終了しております。

次に、3目身体障害者福祉費5億8,941万1,000円、前年比4,489万4,000円の増となっております。次に、149ページ、(2)、障害者自立支援給付費4億8,738万2,000円ではありますが、臨時職員の増、技術支援医療費扶助及び障害者介護給付費の実績見込みなどから前年比4,006万8,000円の増となっております。(3)、障害者支援援助経費1,192万2,000円、人工透析患者送迎サービス事業の利用者の増により100万7,000円の増となっております。次に、151ページ、(5)、重度心身障害者医療給付費6,850万6,000円、重度心身障害者の医療給付費の減で103万5,000円の減となっております。(6)、地域生活支援事業経費1,880万9,000円、障がい者に対する日常生活用具等給付扶助の増の見込みで482万7,000円増となっております。

次に、152ページ、4目乳幼児福祉費1,305万円、乳幼児医療扶助の減を見込み52万4,000円の減となっております。

5目国民年金費は記載のとおりでございます。

6目総合福祉センター管理運営経費4,102万4,000円は入浴サービスを週6日間としてきましたが、25年度からは週4日間に変更いたしますが、燃料費等の高騰から前年比41万5,000円の増となっております。

次に、154ページ、7目福祉館費は記載のとおりでございます。

次に、156ページ、8目アイヌ施策推進費4,724万7,000円、前年比1,517万8,000円の減であります。次に、159ページ、(4)、アイヌ文化調査研究助成経費450万円、補助金50万円の減となっております。次に、161ページ、(6)、イオル再生事業2,085万2,000円、イオル再生事業業務委託料94万3,000円の減及び公用車賃借料12万6,000円の減であります。財源は全額アイヌ文化振興研究機構からの受託事業収入が充当されております。次に、163ページ、(9)、アイヌ文化基盤強化対策事業1,150万円、前年比350万円の減は、財団法人アイヌ民族博物館の経営が依然として低迷している現状を鑑み、支援を継続すること、経営基盤の安定強化を図っていくことが必要であるため、普及啓発や誘客基盤活動に向けた事業に対して支援をするものでございます。なお、昨年計上のアイヌ文化伝承保存公開事業は終了しております。

次に、2項児童福祉費4億1,991万4,000円、前年比2,492万円の減であります。1目児童

福祉総務費 585 万 5,000 円、前年比 18 万 6,000 円の増であります。次に、165 ページ、(6)、子ども夢実現プロジェクト事業は、子ども未来会議を開催して子ども憲章の制定を行う経費などで 14 万 2,000 円の増となっております。

2 目児童措置費 2 億 1,600 万円、前年比 1,803 万 6,000 円の減であります。(1)、児童手当給付金 2 億 1,600 万円、平成 24 年 4 月から制度改正で平成 25 年 2 月から平成 26 年 1 月の支給になるため 1,803 万 6,000 円の減となります。財源は国、道費のほか一般財源は 3,341 万円の持ち出しとなります。

3 目ひとり親家庭等福祉費 957 万 9,000 円、医療費扶助費が実績見込みより 251 万 4,000 円の減となっております。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 0 0 分

再開 午後 3 時 1 4 分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じまして議案説明会を続行いたします。

安達財政税務課長。

○財政税務課長（安達義孝君） 166 ページ、4 目児童福祉施設費 1 億 8,102 万 4,000 円、前年比 534 万 1,000 円の減であります。(1)、町立保育所運営経費は町立保育所 2 園分の計上で、食料品等の高騰で賄い材料費の増など 63 万 2,000 円の増となっております。次に、169 ページ、(2)、緑丘保育園運営等経費 5,371 万 4,000 円、児童数の減少により前年比 559 万 3,000 円の減となっております。(3)、白老小鳩保育園運営等経費 8,086 万 4,000 円、児童数の減少によって前年比 230 万円の減となっております。(4)、特別保育事業経費 990 万円、白老小鳩、緑丘保育園の延長保育の利用者増及び障がい児保育の利用などで 192 万円の増となっております。

5 目子ども発達支援センター費 406 万 4,000 円、前年比 6 万 9,000 円の増で記載のとおりであります。

次に、172 ページ、6 目児童館費 339 万 2,000 円、萩野児童館の嘱託職員の身分がえなどで前年比 71 万 6,000 円の増となっております。

次に、176 ページ、4 款環境衛生費に入ります。環境衛生費は 12 億 8,205 万 8,000 円。前年比 4,741 万円の増となっております。1 項 1 目地域保健費 2 億 6,221 万円、前年比 1,552 万 8,000 円の減となっております。(1)、地域保健医療推進費 481 万 1,000 円、白老町医師協議会、白老町歯科医師協議会の補助金の廃止などで前年比 32 万 9,000 円の減となっております。(2)、健診管理事業経費 1,734 万 4,000 円、各種健診受診者の実績見込みなどで 190 万 7,000 円の減となっております。次に、179 ページ、(3)、国民健康保険事業特別会計繰出金 2 億 2,061 万 7,000 円、事務費負担金 323 万 4,000 円の減、財政安定化等分 1,499 万 2,000 円の減などで、前年比 1,653 万 2,000 円の減となっております。(4)、母子保健事業経費 1,357 万 1,000 円、乳幼児の減少から乳児健診委託料の減などで 54 万 6,000 円の減となっております。(5)、後期高齢者特定健康診査事業経費 405 万 6,000 円は、特定健康診査の受診者の増加実績見込みなど

で 205 万 3,000 円の増となっております。次に、181 ページ、(6)、未熟児養育医療費給付事業経費 181 万 1,000 円については、北海道からの法定移譲により平成 25 年 4 月 1 日から市町村が窓口になり、未熟児の療養に必要な医療給付を実施いたします。財源は国、道費、本人負担、一般財源の持ち出しは 28 万 7,000 円となっております。なお、昨年計上の産後サポートコーディネート事業経費は公費補助を終了しております。

2 目健康づくり費 24 万 9,000 円、前年比 3 万 3,000 円の増は記載のとおりとなっております。

3 目予防費 2,074 万 6,000 円、前年比 373 万 6,000 円の減となっております。(1)、予防接種事業経費 700 万 7,000 円は各種予防接種実施者の実績見込みにより 122 万 7,000 円の減となっております。(3)、ヒブ予防接種助成事業経費 298 万 6,000 円、前年比 15 万 1,000 円の増。(4)、小児用肺炎球菌予防接種助成事業経費 414 万 5,000 円、前年比 50 万 6,000 円の増。(5)、子宮頸がん予防接種助成事業経費 354 万 8,000 円、前年比 282 万 6,000 円の減、いずれも実績見込みによる計上であります。今年度より道費補助が廃止されたことから全額一般財源になります。

次に、184 ページ、2 項 1 目環境衛生諸費 1,268 万 4,000 円、前年比 211 万 9,000 円の減となっております。(2)、有害昆虫鳥獣駆除対策経費 189 万 3,000 円、前年比 21 万 6,000 円の減で事業費 17 万 8,000 円の減、スズメバチの駆除については有料化の検討を今後してまいりたいと思います。次に、187 ページ、(3)、生活衛生対策経費 166 万円、大町公衆トイレを冬季間閉鎖し 10 万 9,000 円の減などで前年比 22 万 4,000 円の減となっております。次に、189 ページ、(5)、愛がん動物管理対策経費 91 万 3,000 円、白老町動物慰霊祭 3 万円を取りやめ、白老町獣医師会が継続して慰霊祭を開催するなど業務、賃金の減で 21 万 9,000 円の減となっております。(6)、環境美化対策経費 137 万円、不法投棄対応の消耗品 6 万 7,000 円の減、不法投棄ごみ回収業務委託料 27 万 7,000 円の減などから前年比 47 万 6,000 円の減となっております。(7)、資源リサイクル活動推進費 38 万 3,000 円、古布リサイクル業務委託を終了し 11 万 3,000 円の減などで前年比 15 万 5,000 円の減となっております。なお、昨年計上の環境保全促進助成事業は終了しております。

2 目公害対策費 487 万 7,000 円、大気汚染測定装置日常保守点検委託料等見直しで 48 万 6,000 円の減、前年比 55 万 9,000 円の減となっております。

次に、190 ページ、3 目火葬場費、192 ページ、4 目墓園費は記載のとおりとなっております。

5 目緑化推進費 380 万円、フラワーセンターの育成温室 1 棟を削減することで 30 万円の減となっております。

次に、3 項 1 目清掃総務費 1,951 万 5,000 円、前年比 504 万 6,000 円の減となっております。次に、194 ページ、(2)、一般廃棄物有料化経費 1,293 万 4,000 円、ごみ分別減量推進経費を統合したなどで 18 万 3,000 円の増となっております。次に、(3)、浄化槽設置整備事業 477 万 4,000 円、下水道未整備地区における普及改善を図るため本年度は 5 基分を計上し、前年比 486 万 1,000 円の減となっております。なお、昨年計上しましたごみ分別減量推進経費は一般廃棄物有料化経費に統合しております。

次に、2目塵芥処理費4億9,823万2,000円、前年比17万8,000円の減となっております。

(1)、環境衛生センター運営経費3,798万8,000円、鳥獣焼却施設の燃料費98万9,000円の増などで前年比44万7,000円の増となっております。次に、197ページ、(2)、ごみ収集経費8,639万2,000円、廃棄物収集運搬業務の見直しにより112万6,000円の減となっております。

(3)、一般廃棄物広域処理経費1億1,826万円、建設費負担金858万9,000円の減、維持管理経費605万7,000円の増などで前年比256万円の減となっております。(4)、バイオマス燃料化施設管理運営経費2億4,723万4,000円、前年比56万円の減で計上であります。次に、199ページ、(5)、再生資源燃料有効活用事業835万8,000円、緊急雇用創出推進事業を活用し、作業員2名の雇用を図り固形燃料の生産分析、製品の運搬業務を行います。財源は全額道費補助でございます。なお、昨年計上した新バイオマス固形燃料商品開発事業は終了いたしました。

4項1目病院事業債4億5,305万9,000円、昨年と同様に企業債元金利子償還金1,617万2,000円、不採算地区病院経費1億4,078万7,000円、病院特例債元利償還分7,552万5,000円、その他繰出金分1億5,259万8,000円を計上し、さらに公立病院改革プランの健全化に対するための地方財政施行令に基づく資金不足解消分7,000万円を繰り出すため、前年比7,501万円の増となっております。

次に、200ページ、5款労働費に入ります。労働費は本年度401万9,000円、前年比174万6,000円の減となっております。1項1目労働諸費121万8,000円、ワークステーションの雇用促進事業であります。終了することといたします。苫小牧市の駅前のエガオ内にハローワークが開設され、利便性があるなどのことを考慮したのですが、庁舎内には求人情報のブースを継続していくことといたします。前年比179万9,000円の減となっております。

2目経済センター施設管理経費280万1,000円、隔年で行っている暖房機整備及び和室の畳表がえの経費増により前年比5万3,000円の増となっております。

次に、202ページ、6款農林水産業費に入ります。農林水産業費は本年度4,857万5,000円、前年比845万5,000円の減となっております。1項1目農業委員会費299万9,000円、前年比7万9,000円の減で記載のとおりとなっております。

次に、2目農業総務費846万7,000円、前年比27万6,000円の減で記載のとおりとなっております。

204ページ、3目農業振興費172万5,000円、昨年計上した白老牛生産農家後継者育成事業の銘柄牛先進地視察が終了したことなどから前年比182万4,000円の減となっております。

4目畜産業費489万6,000円、前年比326万2,000円の減となっております。(1)、公共牧場管理経費243万9,000円、草地維持管理委託料の減などで39万2,000円の減となっております。次に、207ページ、(2)、白老牛消費拡大事業経費90万円、白老牛肉まつり事業補助10万円の減、白老牛銘柄推進協議会補助20万円の減により前年比30万円の減となっております。

(3)、畜産振興推進事業155万7,000円、昨年計上した肥育牛改良推進事業が終了したことから前年比263万3,000円の減となっております。

次に、2項1目林業振興費721万4,000円、前年比209万8,000円の減となっております。

(2)、私有林対策事業 641 万円、本事業は森林資源の循環利用を促進し、森林の多面的な機能を振興するもので前年比 191 万円の減となっております。財源は道費、一般財源の持ち出しは 246 万 6,000 円となっております。

2 目白老ふるさと 2000 年の森管理費 941 万円、前年比 96 万 7,000 円の増となっております。次に、209 ページ、(2)、ポロト自然休養林ビジターセンター補修事業 100 万円、平成 5 年度に建築されて 20 年を経過しており、老朽化が目立ち、補修を実施するものであります。

次に、3 項 1 目水産振興費 1,386 万 4,000 円、前年比 188 万 3,000 円の減となっております。

(1)、水産行政一般事務経費 89 万 8,000 円、北海道漁港漁場協会負担金算定基礎変更により 31 万 6,000 円の減などで前年比 42 万 4,000 円の減となっております。次に、211 ページ、(5)、栽培資源管理型漁業推進事業 474 万 3,000 円、漁業専門推進事業 40 万円の減及び水産資源増殖試験事業補助については、つくり育てる漁業の一環として平成 23 年度から 3 カ年の最終年であり、50 万円の減などで前年比 90 万円の減となっております。なお、昨年計上した水産振興対策事業は終了しております。

次に、212 ページ、7 款商工費に入ります。商工費は本年度 1 億 8,380 万 9,000 円、前年比 70 万 5,000 円の増となっております。1 項 1 目商工振興費 1 億 4,483 万 2,000 円、前年比 965 万 5,000 円の増となっております。(1)、商工振興対策経費 187 万 6,000 円、白老町振興公社に対する損失補償金の長期借入れの利子額を軽減することから 101 万 8,000 円の減となっております。(2)、商工会補助金 2,260 万 9,000 円、人事異動に伴う補給の増などから前年比 31 万円の増となっております。(4)、中小企業振興資金貸付金 8,804 万円、貸付預託金について貸付実行額実績見合いなどから 1,201 万円の減となっております。(5)、食材王国しらおいブランド強化事業 230 万 9,000 円、昨年計上した特産品販路拡大 P R 業務委託が終了したことから、前年比 91 万 7,000 円の減となっております。(6)、子育て世代住宅建築応援事業 2,761 万 3,000 円、地域の経済活性化と定住人口拡大のため町有分譲地の購入額を全額補助し、住宅建設の促進を図ります。分譲対象地は 7 区画で、本町に住所を有し、分譲地を購入後 2 年以内に建築を終了する条件を対象にいたします。パンフレットの作成及び補助金については現金で支給、交付金は商品券で支給するものとなります。なお、この事業は新規事業でございます。なお、昨年計上した中小企業経済対策支援事業を終了し、商業観光活性化緊急対策事業は後で説明いたしますが、観光誘客推進事業に振りかえをしております。

次に、2 目企業誘致費 617 万 2,000 円、前年比 465 万 3,000 円の減となっております。次に、217 ページ、(2)、企業立地助成金 235 万 4,000 円、あべ牛肉加工株式会社に対する助成が終了したことなどから前年比 140 万 4,000 円の減となっております。(4)、工業団地分譲事業経費 120 万円は、昨年計上した施設整備工事費の減などから 31 万 7,000 円の減となっております。なお、昨年計上いたしました首都圏企業誘致・観光誘客活動等推進事業 302 万円は、観光客誘致及び経済効果が図られたものですが、事業を廃止いたしました。

次に、2 項 1 目観光対策費 3,280 万 5,000 円、前年比 429 万 7,000 円の減となっております。次に、219 ページ、(3)、観光協会補助金 2,405 万 1,000 円、補助金の削減などで 141 万円の

減となっております。(4)、観光誘客推進事業 220 万円、白老観光ガイド訂正事業 70 万円の増、虎杖浜観光活性化事業 50 万円、J R 連携事業 50 万円を展開し観光客の増加対策を目指すことから、前年比 61 万 3,000 円の増となっております。財源については北海道市町村振興協会助成金 100 万円、それから、一般財源 120 万円を見込んでおります。(6)、戦略的観光振興事業 70 万円、昨年計上の戦略的観光振興業務委託 100 万円及びアイヌ文化海外プロモーション事業 200 万円を終了したことから、前年比 300 万円の減となっております。(7)、白老町観光大使任命 P R 事業 5 万 4,000 円、名刺等の印刷料の計上で 37 万 6,000 円の減となっております。

次に、8 款土木費に入ります。土木費は本年度 10 億 2,334 万 7,000 円、前年比 7,833 万 6,000 円の減となっております。1 項 1 目土木総務費 69 万 4,000 円ではありますが、(1)、土木施設管理事務経費は臨時職員の減などから 204 万 6,000 円の減となっております。

2 項 1 目道路維持費 8,059 万 4,000 円、前年比 1,608 万 9,000 円の減となっております。(1)、道路施設維持補修経費 8,059 万 4,000 円、道路維持補修のための消耗品 72 万 6,000 円、電気料 219 万 4,000 円、維持補修費委託料 226 万 9,000 円の増などで前年比 493 万 1,000 円の増となっております。なお、昨年計上いたしました町道改修事業、道路排水処理事業は当初の予算は計上しておりませんが、国の元気臨時交付金の対応見込みとなっております。

次に、222 ページ、2 目道路新設改良費 8,234 万 6,000 円、前年比 6,322 万 9,000 円の減となっております。(2)、町道整備事業補助事業 8,030 万円、継続事業で、竹浦 2 番通り改良舗装事業 4,200 万円、事業費 4,200 万円、国費 2,400 万円、町債 1,280 万円を見込んでおります。ポロト社台線改良事業費 1,400 万円、国費 600 万円、町債 320 万円を見込んでおります。白老滑空場線事業が終了し、新規に社台南 13 号通り改良舗装事業費 2,800 万円、国費 1,420 万円、町債 1,120 万円を見込んでおります。なお、昨年計上した町道整備事業実施設計業務委託料は終了となっております。

3 目橋梁維持費 377 万 7,000 円、前年比 320 万円の減となっております。(2)、橋梁長寿命化修繕経費 330 万円、本年度で業務委託は最終年であり、19 橋の橋梁点検、修繕計画を行うものであり、前年比 320 万円の減となっております。

4 目交通安全施設整備費 360 万円、前年比 32 万 8,000 円の減で記載のとおりでございます。

次に、226 ページ、3 項 1 目河川総務費 166 万 9,000 円、前年比 24 万 1,000 円の増で記載のとおりとなっております。

次に、228 ページ、2 目排水対策費 1,682 万 1,000 円、前年比 130 万円の増となっております。(3)、北吉原バーデン団地排水対策施設整備事業 700 万円、昨年からの継続事業です。全額町債を充当するもので、前年比 130 万円の増となっております。(4)、クッタリウス川災害対策経費 440 万円、昨年からの継続事業でございます。全額町債を充当するものでございます。

次に、4 項 1 目港湾管理費 932 万 9,000 円、前年比 86 万円の減となっております。次に、231 ページ、(2)、港湾施設管理経費 808 万 3,000 円、臨港道路区画線設置工事の減などにより 48 万 6,000 円の減となっております。(3)、港湾関連施設用地分譲事業経費 20 万円、町有地売却確定測量委託料の減などで 30 万円の減となっております。

2目港湾建設費2億2,530万6,000円、前年比736万8,000円の減となっております。次に、233ページ、(2)、港湾機能施設整備事業特別会計繰出金2,596万円、一般会計からの赤字補てん分の繰り出しになっておりますが、上屋使用料の減収などから996万円の増となっております。(3)、港湾建設事業1億9,900万、前年比1,710万円の減、本年度事業は泊地水叩工、防波堤、港湾施設用地飛砂防止工、臨海道路等の工事で、直轄事業ベースで11億2,770万円、前年比3億560万円の増となっております。財源は町債11億7,910万円を充当いたします。

3目海岸保全費5万1,000円、前年比5,000円の減で記載のとおりとなっております。

5項1目都市計画総務費264万5,000円、前年比137万5,000円の増となっております。(1)、都市計画策定事務経費101万7,000円、昨年計上した都市計画マスタープランの印刷経費の減から25万3,000円の減となっております。次に、235ページ、(2)、公共施設サイン設置事業162万8,000円、本年度4月の3中学校統廃合に伴い萩野中学校から校名が白翔中学校に変更されるため、公共施設サインの表記がえを行うための経費でございます。なお、財源は特定防衛施設周辺整備調整交付金150万円を充当いたします。

2目公共下水道費5億5,169万円、(1)、公共下水道事業特別会計繰出金(公債費充当分)などの増により2,753万7,000円の増となっております。

3目公園費1,120万7,000円、前年比1,058万円の減となっております。次に、237ページ、(2)、萩の里自然公園維持管理経費392万5,000円、エントランス広場の芝管理業務委託を廃止したことから66万2,000円の減となっております。(4)、白老駅北広場理事管理経費67万9,000円、公園、草刈り業務委託を見直したことから38万9,000円の減となっております。なお、昨年計上した公園管理費の公園台帳委託料は休止とし、公園施設長寿命化策定事業は終了となっております。

次に、238ページ、6項1目住宅総務費34万8,000円、前年比3万3,000円の増は記載のとおりとなっております。

2目住宅管理費3,327万円、前年比511万7,000円の減となっております。(1)、町営住宅管理事務経費85万6,000円はシステム変更による納付書の印刷経費2年分を行うことから32万9,000円の増となっております。(2)、町営住宅維持管理経費2,588万6,000円、公営住宅の修繕料の見直しなどで315万5,000円の減となっております。次に、241ページ、(3)、町有住宅維持管理経費235万円、町有住宅修繕料の見直しで59万2,000円の減となっております。(4)、町営住宅改修工事417万8,000円、竹っ子団地換気扇改修の継続事業306万6,000円、財源は国費153万3,000円、町債150万円の充当となっております。美園団地内街路灯改修事業111万2,000円、財源は特定防衛施設調整交付金95万円を充当いたします。前年比169万9,000円の減となっております。

次に、242ページ、9款消防費に入ります。消防費は本年度5,563万8,000円、前年比644万1,000円の増となっております。1項1目常備消防費2,048万円、前年比費56万円の減となっております。(1)、消防本部運営経費400万3,000円、新規採用者分の貸与品の増などから5万8,000円の増となっております。(2)、消防活動経費467万4,000円、消防車両消耗品、

消防車両点検の見直しなどで 50 万 8,000 円の減となっております。次に、245 ページ、(3)、救急活動経費 228 万 6,000 円、救急車両の車両整備費の減などで 60 万 6,000 円の減となっております。次に、247 ページ、(5)、常備消防施設維持管理経費 748 万 3,000 円、無線装置法定検査年であることから 40 万 5,000 円の増となっております。

2 目非常備消防費 1,291 万 9,000 円、前年比 90 万 4,000 円の減となっております。(1)、消防団運営経費 715 万 7,000 円、消防団福祉共済掛金が東日本大震災に伴う 1,000 円の割り増しが解除になったことなどで 22 万 1,000 円の減となっております。次に、249 ページ、(2)、消防団活動経費 576 万 2,000 円、消防団車両の車検台数の減で 20 万 3,000 円の減、活動備品の見直しで 18 万 2,000 円の減などで前年比 68 万 3,000 円の減となっております。

3 目消防施設費 1,140 万 4,000 円、前年比 1,109 万 2,000 円の増となっております。(2)、消防活動用防火服更新事業 1,109 万 4,000 円、平成 10 年、11 年に整備し 14 年経過した防火服の劣化が進み、火災活動に支障を来していることから 47 セットを更新するものでございます。財源は特定防衛施設周辺整備調整交付金 1,065 万円を充当するものであります。

次に、250 ページ、4 目災害対策費 1,083 万 5,000 円、前年比 318 万 7,000 円の減となっております。(2)、災害対策費 41 万円、災害用消耗品 8 万 8,000 円の減、災害応急作業委託 10 万 7,000 円の減及び衛星電話の購入で 10 万 5,000 円の増などから前年比 17 万 1,000 円の減となっております。(3)、防災センター管理経費 275 万 8,000 円、燃料費等の高騰などから 12 万 5,000 円の増となっております。(4)、防災行政無線施設管理経費 204 万 5,000 円、防災行政無線の施設管理業務委託料などの減から 19 万 4,000 円の減となっております。(5)、白老町防災対策推進事業 524 万 2,000 円、津波避難誘導看板整備、津波避難地域計画書作成、移動系無線整備などで 1 万 5,000 円の減となっております。なお、昨年計上しました自主防災組織支援事業、北海道総合行政情報復興ネットワーク更新事業は終了といたしました。

◎延会の宣告

○議長(山本浩平君) お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。明日 10 時より引き続き議案説明会を再開いたしたいと思っておりますので、各議員におかれましては出席方よろしくお願いいたします。

本日はこれをもちまして延会いたします。

(午後 3 時 54 分)